資料１

朝来市こども計画

（案）

令和９年３月

兵庫県朝来市

目次

第１章　計画策定にあたって.....3

１　計画策定の趣旨 3

２　計画の位置づけ 4

（１）法律の位置づけと兵庫県との関係 4

（２）市総合計画及び分野別計画との関係 4

（３）計画の期間.....5

（４）計画の対象.....5

第２章　こどもを取り巻く現状と課題.....6

１　こどもの幸せとこどもの権利.....6

（１）こどもの幸福度 6

（２）こどもの権利とこどもの意見表明.....7

（３）こどもの意見を尊重する大人の姿勢 10

２　こどもの居場所・体験活動 13

（１）こどもの居場所の現状 13

（２）こどもの遊び・学び・体験活動.....15

（３）若者の居場所と人とのつながり 19

３　悩みや不安を抱えるこどもの支援 21

（１）悩みや不安を抱えているこどもへの相談体制.....21

（２）経済的不安を抱えているこども・子育て家庭.....23

４　配慮が必要なこどもなどの切れ目ない支援.....26

（１）ヤングケアラーなど困難を抱えるこどもの理解と支援 26

（２）義務教育終了後の配慮を必要とする若者の把握のしづらさ 27

５　ジェンダーギャップ※・ジェネレーションギャップ※ 28

（１）若者の結婚観・出会いの場.....28

（２）仕事と子育ての両立 31
（３）若者が感じる地域活動の負担感 35
第３章　計画の基本的な考え方 37
１　基本理念（めざす姿） 37
２　大切な考え方 37
（１）こどもの想いを尊重する 37
（２）こどものつながりを育む 37
（３）みんなでこどもを支える 37
３　こどもの幸せの実現に向けた取組の構成 38
４　評価指標の設定 39
第４章　こどもの幸せの実現に向けた取組 40
１　こどもの権利 40
２　こども視点のまちづくり 41
３　こどもの居場所 42
４　こどもの遊び・学び・体験 44
５　切れ目ない支援 46
６　多様な価値観の尊重 48
第５章　計画の推進に向けて 50
１　計画の推進体制 50
２　計画の進捗管理と評価 50
資料編 51
１　用語解説 51
２　計画の策定経過 53
３　朝来市子ども・子育て会議委員名簿 58
４　朝来市子ども・子育て会議条例 59

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

国においては、平成 27 年の「子ども・子育て支援法」をはじめとした各種法整備に基づき、こども・子育て支援を推進する体制づくりが進められてきました。朝来市においてもこれらに基づき、こども・子育て支援の充実に取り組んできました。

しかしながら、全国的に、こどもや子育て家庭を取り巻く社会環境をみると、共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化などに伴う少子化の急激な進行に加え、地域社会のつながりの希薄化や核家族化を背景とした子育て家庭の孤独・孤立、さらには、経済的格差の拡大や貧困など、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

このようななか、国においては、令和５年４月にこども家庭庁が発足し、併せて「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の精神にのっとり、すべてのこどもが自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げています。そして、同年 12 月には「こども大綱」が策定され、こども施策の基本的な方針が定められ、こども施策を総合的に推進しています。また、子育ては保護者が第一義的責任を有するとの基本的認識を前提としながらも、次代の担い手を育成していく営みであり、国や行政はもとより、事業者、団体及び個人に至るまであらゆる分野における構成員が、それぞれの立場から、子育て支援の重要性を認識し、理解を深め、地域社会全体で取り組んでいくことが求められています。

本計画は、これまでの取組を引き継ぎつつ、「こども基本法」及び「こども大綱」の内容や朝来市における状況などを踏まえ、朝来市のすべてのこどもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を総合的に、かつ切れ目なく推進していくために策定します。

「こどもまんなか社会」とは？（こども大綱）

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

2　計画の位置づけ

（1）法律の位置づけと兵庫県との関係

本計画は、「こども基本法」第 10 条第２項の規定に基づく市町村こども計画であり、国が策定した「こども大綱」と兵庫県が策定した都道府県こども計画「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を勘案して策定します。

また、「子ども・若者育成支援推進法」第９条第２項に基づく市町村子ども・若者計画及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条第２項に基づく市町村計画として位置付け、一体的に策定します。なお、18 歳未満のこどもを対象とした「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条第２項に基づく市町村計画は、令和７年３月に策定した「第３期朝来市子ども・子育て支援事業計画」に包含しています。

（2）市総合計画及び分野別計画との関係

今回策定する計画と、令和７年３月に策定した「第３期朝来市子ども・子育て支援事業計画」をあわせて「朝来市こども計画」とします。朝来市の最上位計画である「朝来市総合計画」の個別計画であり、朝来市のこどもに関する総合的な計画です。

また、本計画の内容は、福祉、保健、教育及び男女共同参画などのこども施策に関連する分野において朝来市が策定し、推進している他の計画との整合・連携を図ることとします。

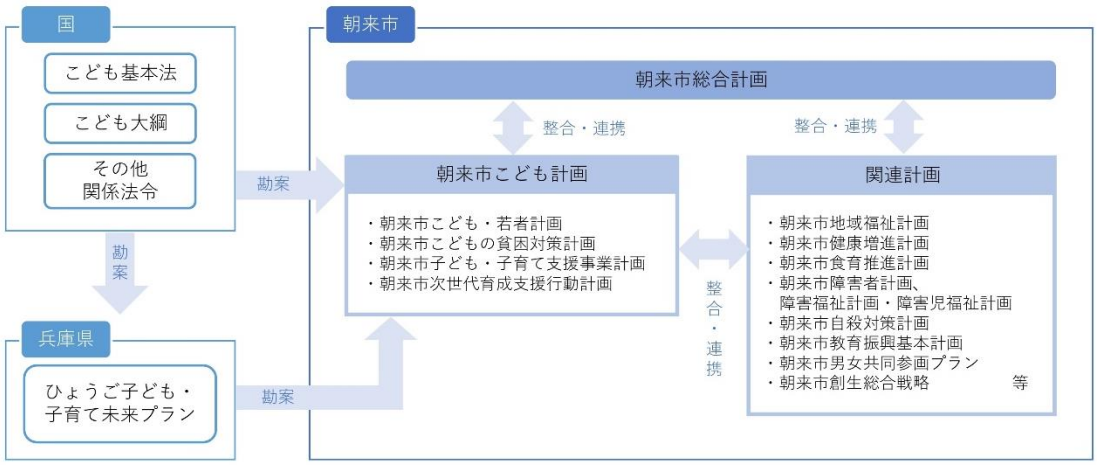

（３）計画の期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化及び法改正など、国・県の動向を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。



（４）計画の対象

本計画の対象は、こどものみならず、子育て当事者、家庭、事業者及び子育てと育ちを支える地域社会を含むものとします。

「こども」「若者」の定義

「こども基本法」において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。以上のことから、本計画における「こども」の定義は、心身の発達の過程にあるこどもや若者とします。ただし、思春期、青年期（概ね 18 歳から概ね 30 歳未満まで）の者や、施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学などにおいて社会の各分野を支え発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する 40 歳未満の者）のみを表す場合は、わかりやすく示す観点から「若者」を用いることとします。

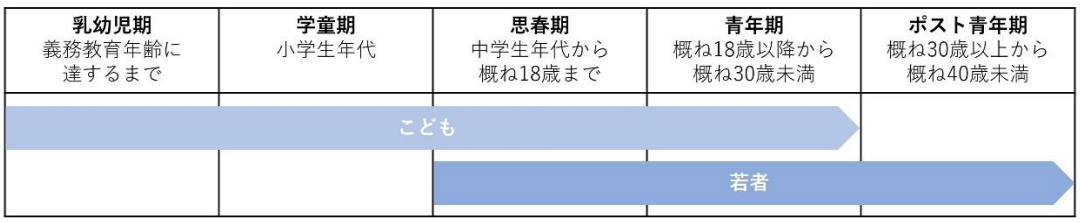

第２章　こどもを取り巻く現状と課題

１　こどもの幸せとこどもの権利

（１）こどもの幸福度

国では、「こども大綱」の数値目標や指標の進捗を把握することなどを目的として、令和７年３月に「こども・若者総合調査」（調査対象：10～39 歳のこども）でこどもの幸福度などについて調査を行っています。本調査結果において、幸福感や自己肯定感は年齢が上がるにつれて徐々に低下する傾向があります。

朝来市においても同じような傾向があり、小学生・中学生・高校生と年代が上がるにつれて幸せに感じている割合が徐々に低下し、19～29 歳が幸せに感じている割合が一番少なく、30～39 歳になれば向上しています。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

現在、どの程度幸せと感じていますか。（０～１０段階）

（とても不幸）０ ◀――▶ １０（とても幸せ）

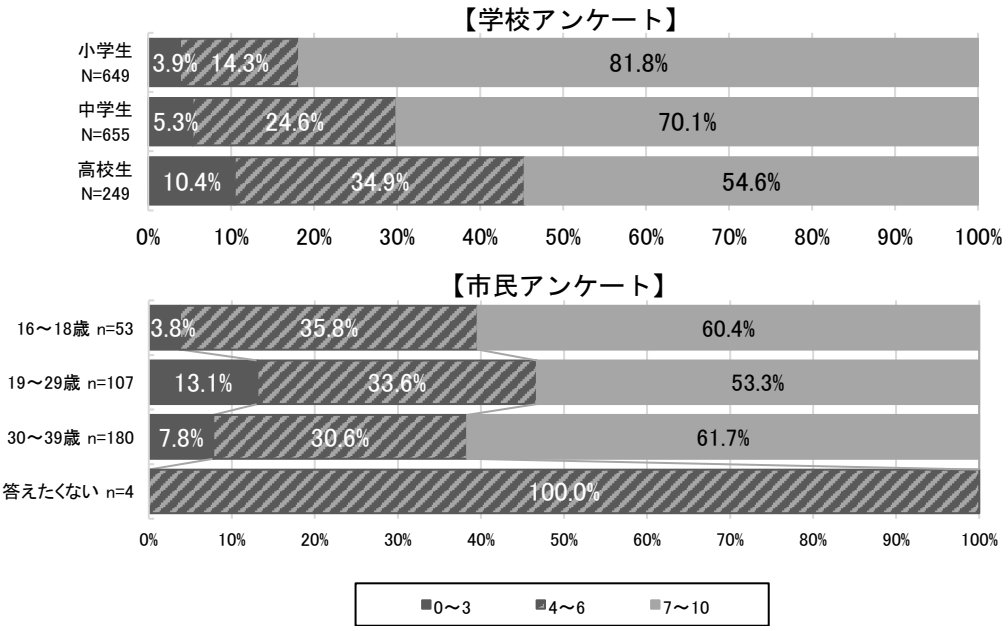

（２）こどもの権利とこどもの意見表明

平成元年に国際連合総会で「子どもの権利条約」が採択され、平成６年に日本は条約を批准しました。「子どもの権利条約」は、こどもを権利の主体と捉え、大人と同様に一人の人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利を定めています。

国では、こどもの権利を横断的・包括的に規定する法律が無いなど、こどもの権利を保障する十分な体制づくりがなされていなかったこともあり、令和５年に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法を施行しました。この法律は、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こども施策の基本理念やこどもの意見の尊重などについて定められています。

朝来市においても、こどもの権利やこどもの意見聴取・意見表明についての周知が十分ではなく、こども施策の政策形成などにあたっては、こどもの意見聴取・意見表明、さらにはそのフィードバック方法などについて、具体的な手法が確立されていない状況です。また、こども自身も自らが権利の主体であり、意見表明やその他の権利があることを十分に認識できてないほか、こども自身が自分の意見を言えていると思う割合は年代が上がるにつれて減少している状況があります。

したがって、こどもが安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、こどもの年齢や発達の状況に応じて、意見を持ったり伝えたりしやすい支援を行うことが必要です。

「こどもの権利」とは？

「こどもの権利」とは、平成元年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」に定められており、こどもたちが安全で健康に育ち、自分の意見を自由に言えるようにするための基本的な権利のことです。具体的には、４つの原則があります。

■命が守られ成長できること（生きる権利、育つ権利）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

■こどもにとって最もよいこと（こどもの最善の利益）

こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

■意見を表明し参加できること（こどもの意見の尊重）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

■差別のないこと（差別の禁止）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

あなたは、すべてのこどもには「意見を表明する権利」（こどもが自分に関係あることについて自由に意見を表すことができる権利）があるということを知っていますか。

【学校アンケート】

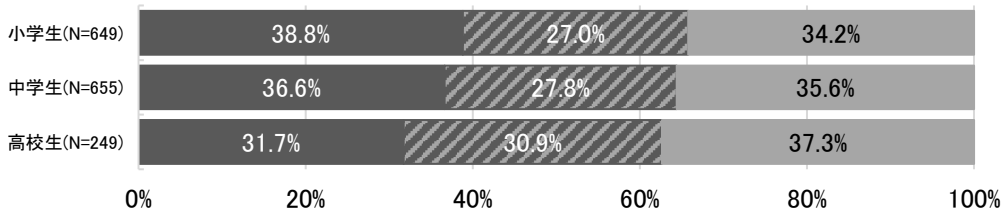

【市民アンケート】

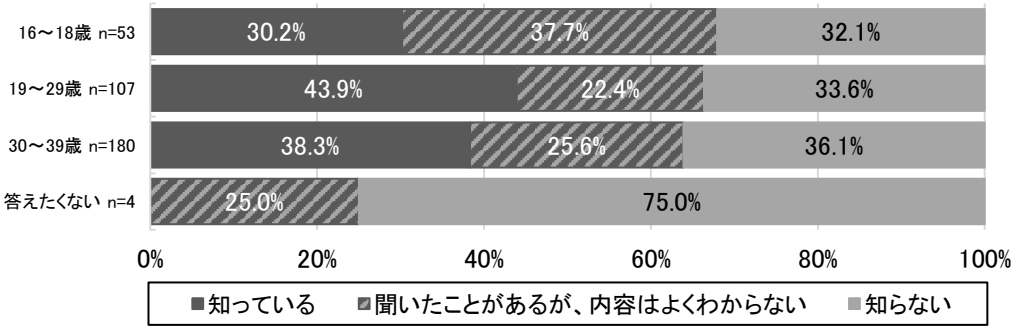

【学校アンケート】
あなたは、大人の人に自分の意見を言えていると思いますか。
【市民アンケート】
あなたは、学校や地域で自分の意見を言えていると感じますか。

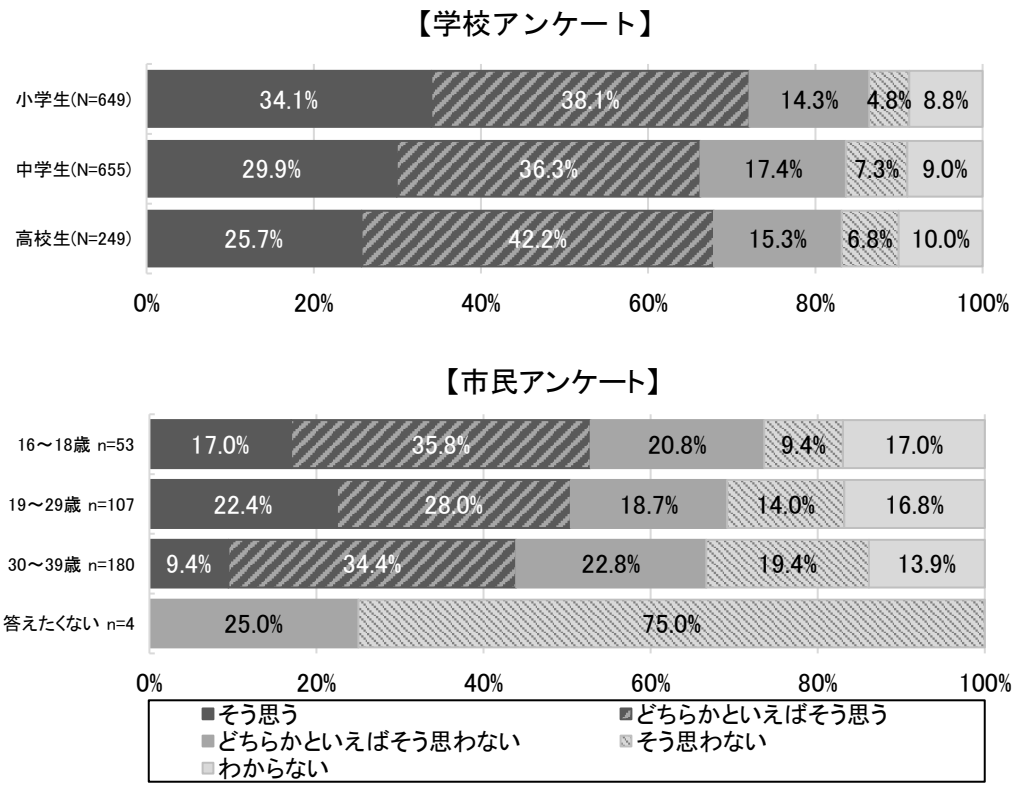

朝来市のこどもの声

こどもあさご未来会議やあさご未来会議などの対話の場、こども・若者意識調査などの自由記載欄では、こどもが自分の想いや意見を伝えることの重要性についての意見があります。

また、こどもの意見聴取・意見表明の機会の確保を求める意見があります。

■意見を表明することの重要性

- 色々な人たちの意見を大切にしてほしい。（小学生）
- 自分の気持ちを伝えることは大切だ。（中学生）
- 安心して意見を言える環境や地域社会であってほしい。（中学生）
- 自分の意見は言わないと伝わらないから、自分の意見を言うことは大切だと思う。（高校生）

■こどもの意見聴取・反映の場、対話の場づくり

- もっと自分の思いを分かってほしい。（小学生）
- こども同士で遊べる場所やみんなに関わることをみんなで話し合いたい。（小学生）
- 友だち同士で人権の話をしたい。（小学生）
- 「こどもあさご未来会議」のような対話の場があったら参加したい。（中学生）
- 「こどもあさご未来会議」のような気軽に参加できる場があると良い。（中学生）
- 「こどもあさご未来会議」のような場があると意見が言えたり、集まる人たちと交流できたりして良い。（中学生）
- 気を遣わずに自分の意見を話せることが大事。（中学生）
- 定期的に無記名でアンケートがあれば自分の意見を伝えやすい。（中学生）
- 定期的な対話の場が必要である。（若者）

（3）こどもの意見を尊重する大人の姿勢

こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与えたり変化をもたらしたりする経験は、自己肯定感※や自己有用感※及び社会の一員としての主体性を高めることにつながります。また、こどもが自分の意見を持ち、それを言えるようになるためには、幼少期から、家庭、学校及び地域などにおいて、日常的に「あなたはどう思う？」と聴かれ、その意見が尊重される経験を積み重ねていくことが必要です。

そうしたなか、朝来市では、自分の意見が大事にされている、又は自分の意見が反映されていると感じる割合は年代が上がるにつれて減少している状況があ

り、特に、若者世代は深刻な状況にあります。そのようなこともあり、朝来市のこどもは大人に対して、意見を聴いてほしいと望む声が年齢に関わらずあります。

したがって、大人視点だけで進めるのではなく、こどもの視点に立ち、こどもの意見を真摯に聴いて尊重する「こどもとともに」という大人の姿勢が必要です。また、それがこどもと大人の信頼関係の構築につながります。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

【学校アンケート】
あなたは、自分の意見が大事にされていると思いますか。
【市民アンケート】
あなたは、自分の意見が反映されていると思いますか。

【学校アンケート】

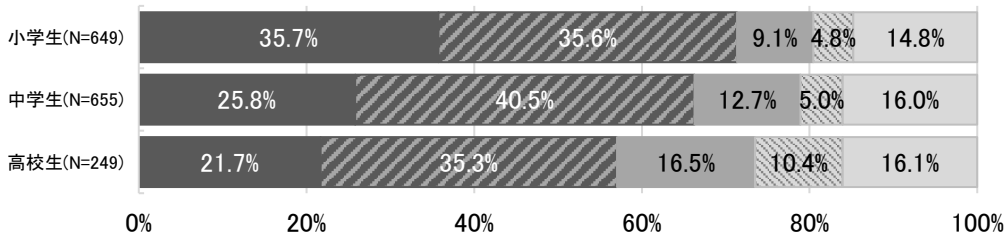

【市民アンケート】

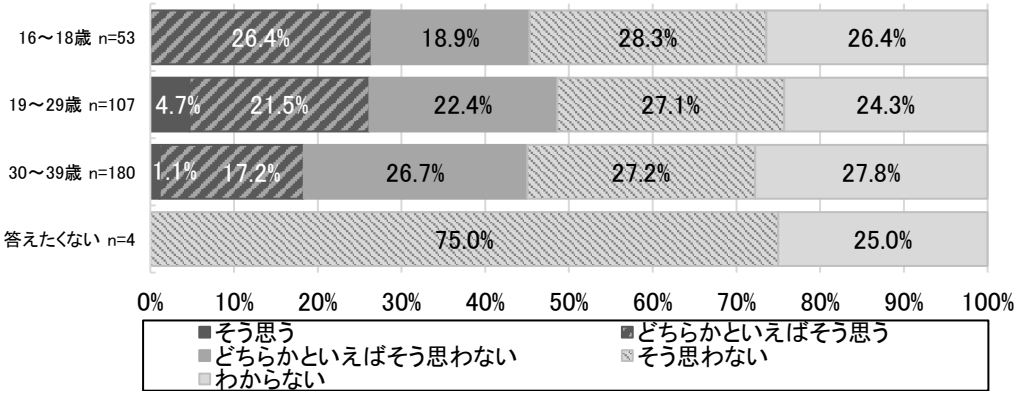

朝来市のこどもの声

こどもあさご未来会議やあさご未来会議などの対話の場、こども・若者意識調査などの自由記載欄では、こどもの意見に対するまわりの大人の状況についての意見があります。

■こどもの意見などに対する大人の姿勢

- 自分の意見を言っても聞いてくれない。自分の意見を聞いてほしい。（小学生）
- 話しにくい雰囲気を作らないでほしい。（小学生）
- 最後まで話を聞いてほしい。（小学生）
- 若者は経験不足と一蹴するなど、若者が意見を言いにくい、意見を拾ってもらえない空気感がある。（若者）
- 大人は余裕を持ち、こどもの目を見て話を聞いてほしい。一緒に考えられる関係性を求めている。（若者）

こどもの意見反映や社会参画を進める意義とは？

こども大綱（令和５年 12 月閣議決定）では、こどもの意見反映・社会参画について、大きく２つの意義があるとしています。（P35）

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、２つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

2　こどもの居場所・体験活動

（1）こどもの居場所の現状

こどもだけでなくすべての人にとって、肯定的・開放的な関係のなかに自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、生きていくうえで不可欠な要素です。逆に、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関わることから、すべてのこどもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全・安心に過ごすことができる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが求められています。実際に、こども家庭庁が実施している「こどもの居場所づくりに関する調査研究」（令和５年３月報告書）において、こどもの居場所があることは、自己肯定感や安心感を高めている状況が明らかになっていることなどを踏まえ、こどもが幸せに成長していくためには、すべてのこどもに等しく開かれた居場所や、取り残されがちなこどもを包み込む居場所など、多様な居場所のある社会を、こどもや子育て当事者の視点に立って構築していくことが重要であるとまとめています。

一方、地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、こども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、こどもが地域コミュニティの中で育つことが困難になりつつあります。また、核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加とあいまって、家庭における子育ての孤立も懸念されています。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様なこどもの居場所が求められるようになっています。

そうしたなか、朝来市においては、こどもが安心して過ごすことができ、地域でこどもを見守り、支える場であるこどもの居場所やこども食堂は、地域自治協議会や市民活動グループなどの活動により、着実に増加しています。また、山東庁舎や生野マインホールなどの公共施設のフリースペースがこどもだけでなく多様な世代が集う居場所になっています。しかし、こどもの居場所となり得る場は地域によって差が生じています。特に、中学生・高校生や若者は、気軽に集える場が十分に整っておらず、友だちと過ごしたり勉強したり、多様な人とのつながりが生まれたりする場を求めています。

なお、居場所づくりにあたっては、こどもが居場所と感じるかどうかはこども自身が決めることであり、居場所でどう過ごすか、その場をどのような場にしたいかなど、こどもの主体性を大切にすることが求められるため、こどもの視点に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要です。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

居場所と感じる場所の数と幸福度の関係についてのクロス集計

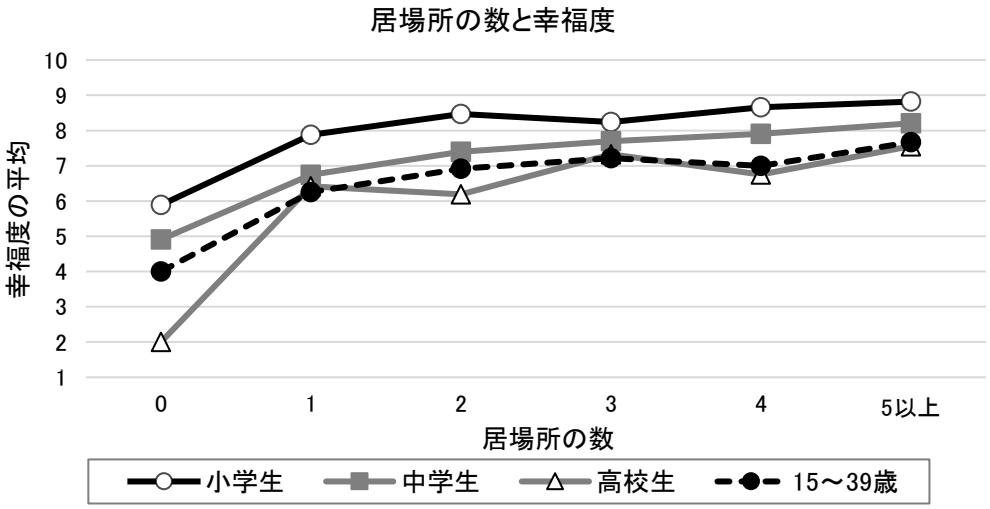

どの年代においても、居場所と感じる場所の数が増えるほど幸福度も高くなる傾向が顕著にみられる。

朝来市のこども・子育て当事者の声

こどもあさご未来会議やあさご未来会議などの対話の場、こども・若者意識調査などの自由記載欄では、こどもの居場所を求めている意見が多くありま

■こどもの居場所の必要性

- 雨の日でも室内で遊べる場所があると良い。（小学生）
- いつでも自由に集える場所がほしい。（中学生）
- 友だちと気軽に過ごせる場所がほしい。（中学生）
- 無料で使えるスペースが欲しい。今、利用できるスペースは飲食店なので何かを買ったり、食べたりしなければいけない。（高校生）
- 大人数で集まって話をしていると好ましく思われていない気がする。気兼ねせず居ることができる場所がほしい。（高校生）
- 若者同士がつながる場がないため、つながる場、人と出会える場がほしい。（若者）

- ふらっと気軽に、誰でも、夜間も含めていつでも集えるフリースペースがほしい。（若者）
- 使用されていない公共施設を活用して、多世代が集まれる居場所を作ってほしい。（若者）
- こども同士の家が離れていて、こども同士で集まる場所がない。（子育て当事者）
- いつでも行くことができ、安心・安全で居ることができる場がほしい。（子育て当事者）

（2）こどもの遊び・学び・体験活動

「子どもの権利条約」では、すべてのこどもに、体や心を休めたり、年齢にあった遊びやレクリエーション活動をしたり、文化や芸術に自由に参加することのできる権利を保障しています。これは、こどもを保護の対象とするだけでなく、今をよりよく生きる権利の主体として捉えているからであり、こどもの発達には十分な休息と自分の意志で自由に遊ぶ時間や空間が不可欠だからです。

朝来市では、こどもは山・川などでの自然体験活動や地域の祭りや産業などでの体験の場を求めていますが、先に述べたとおり、地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、自然や地域などで遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。また、自然環境の変化だけでなく社会構造の変化などにより、山・川などの自然の中はもとより、ボール遊びが禁止されている広場なども増え、こどもが自由に遊ぶ場も減少しています。さらに、自由時間や休息を十分にとれていないと思うこどもは一定数おり、年代が上がるにつれその割合は増えています。一般的に、こどもの自由時間や休息があるほど幸福度が高いといわれていますが、実際に、朝来市においても、自由時間や休息が十分にとれていると思うこどもほど幸福度が高い状況にあり、こどもが体や心を休めたり、自由に自分で考えて遊び・行動したりすることが重要であるといえます。

そうしたなか、朝来市では自然のなかや公園でのこどもの遊び場づくりを定期的に展開する市民活動グループなどが少しずつ増えています。また、地域自治協議会などが中心となり、地域の歴史や自然環境を生かした小学生の体験活動や地域住民との交流活動などが土曜日や休日に展開されています。しかし、朝来市において、こどもの遊びや体験する場や機会は十分ではなく、特に中学生や高校生を対象とした学校外での体験の場は少ない状況であることから、こどもの心と体の成長やウェルビーイング※を高めるために、こどもが安心できる環境のもと、興味関心に合わせた遊び・体験、挑戦する場を支えることが重要です。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

【学校アンケート】

どんな体験活動・交流の場に参加したいですか。（複数選択）

	小学生	中学生	高校生
山や川での自然やアウトドア体験	**39.6%**	34.2%	**28.5%**
地域の文化（お祭り・産業など）体験	36.2%	**40.9%**	26.9%
地域のスポーツ交流	28.4%	31.0%	21.3%
演劇・音楽・美術などの文化体験	14.3%	15.0%	16.9%
海外の人との交流	14.2%	21.4%	14.1%
高齢者や小さなこどもと交流	12.5%	12.5%	9.6%
ボランティア活動	11.1%	13.6%	9.2%
地域の会社やお店での仕事体験	24.0%	17.9%	8.8%
農業体験	17.1%	10.7%	7.2%
地域の大人との交流	7.7%	0.0%	4.8%
特に参加したいと思わない	12.2%	18.0%	22.9%
その他	0.6%	0.3%	0.0%
無回答	1.4%	1.2%	1.2%

【学校アンケート】

自由時間や休息を十分に取れていますか。

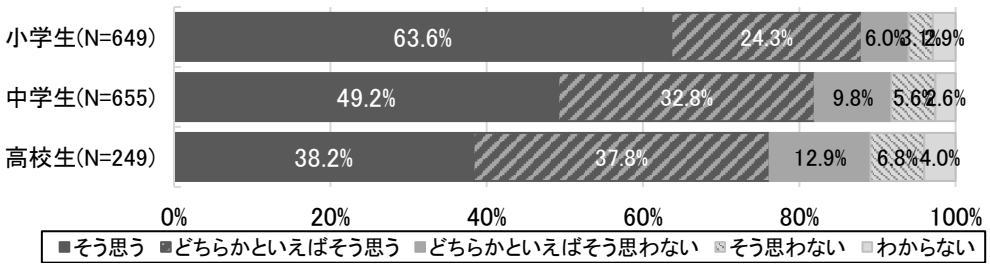

どの年代においても、自由時間や休息を十分に取れていないと感じるこどもが一定数おり、年代が上がるほどその割合は増えている。

【学校アンケート】

自由時間や休息と幸福度の関係についてのクロス集計

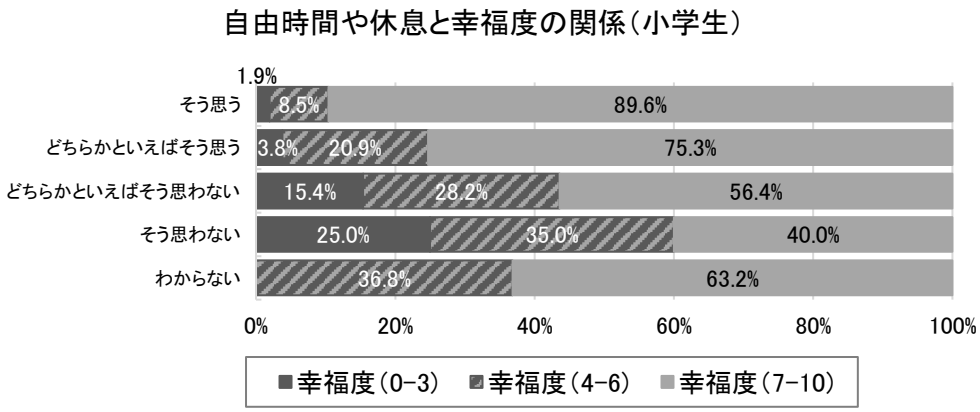

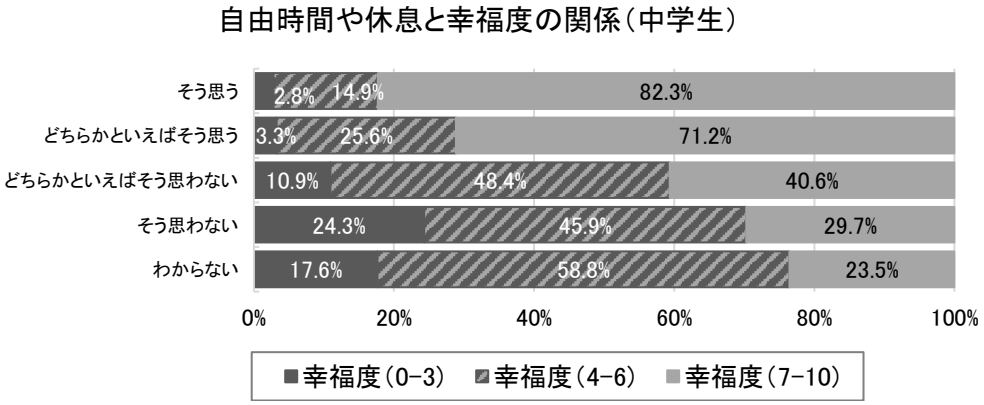

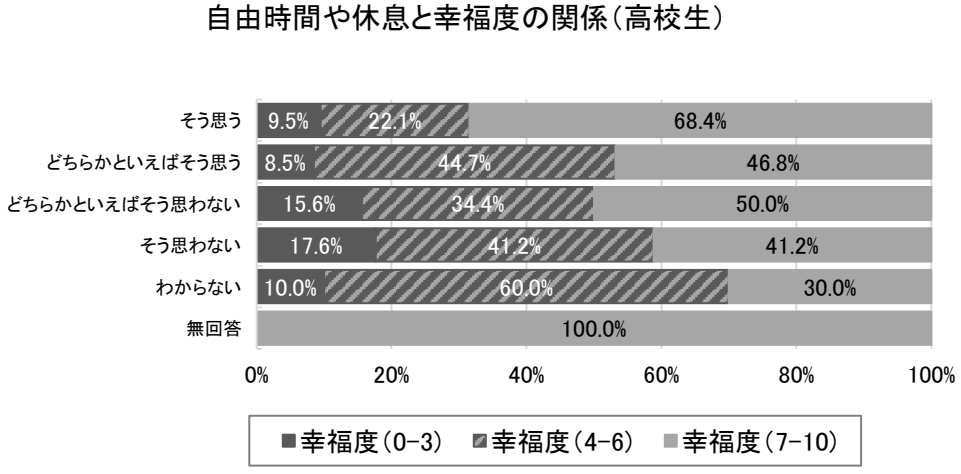

どの年代においても、自由時間や休息を十分に取れていると感じるこどもほど幸福度が高い状況がある。

朝来市のこども・子育て当事者の声

こどもあさご未来会議などの対話の場では、自由な時間や遊ぶ場所が少ないといった意見があります。

■自由な時間の少なさ

- 宿題が多すぎて自由な時間が少ない。（小学生・中学生）
- もっと自由に遊べる時間が欲しい。（小学生・中学生）
- みんな忙しく、友だち同士で予定を合わせるのが難しい。（小学生）
- 部活があり忙しい。（中学生）
- 自由な時間が少なすぎる。（中学生）
- テストが多く勉強ばかりで遊ぶ時間がない。（中学生）

■遊び場の少なさ

- 近くに遊べる公園がない。（小学生）
- 広い芝生や大きな遊具などで体を動かして遊びたい。（小学生）
- 運動ができる場が少ない。小学校のグラウンドは小学生が使っていると中学生や高校生は遠慮をしてしまう。（中学生、高校生）
- 自由にスポーツができるスペースが欲しい。（中学生、高校生）
- 社会体育施設の利用は事前申請が必要であり、その場に集まったメンバーで気軽にスポーツをすることができない。（中学生、高校生）
- 社会体育施設の利用は有料。無料で気軽に運動できるところがあると良い。（中学生）
- 気軽に楽器の演奏ができる場が欲しい。（中学生）
- ゲームが多くなり、外遊びをとおして学ぶ機会や成長できる機会が減少している。（高校生）

こどもの遊びや体験の意義とは？

こども大綱（令和５年 12 月閣議決定）では、こどもの遊びや体験の重要性について記載されています。

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量などの感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。（P16）

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。（P26）

（３）若者の居場所と人とのつながり

朝来市の人口動態は、高校卒業や進学のタイミングで市外へ転出し、20～25 歳の人口が中学生時代の約 50%程度まで減少し、20 代後半から 30 代にかけて就職・結婚・U ターンなどによって転入する動きが見られますが、36～40 代の人口は中学生時代の約 60%程度に留まっているため、朝来市の若者世代の人口は少なく、特に、20～25 歳代の人口が一番少ない人口構造になっています。

そうしたことからも、若者は職場や地域においても同世代が少なく、若者同士の出会いやつながる機会が少ない状況であり、友だちとおしゃべりしたり自由に過ごしたりできる居場所や、同じ興味関心を持つ人たちや同世代と新たにつながりを得たり、新たな活動を始めたりするきかっけを求めています。

実際に、既に朝来市内で楽しく地域活動やまちづくり活動に参画している若者たちは、人と人とのつながりから自分が得意なことや興味関心のあることを活か

し活躍する場を得た経験を持っており、一歩踏み出すきっかけとなる人とのつながりや対話の場の重要性を示しています。

朝来市の若者の声

あさご未来会議などの若者の対話の場では、若者が自由に集え、新たなつながりが生まれたり、新たな活動を始めるきっかけとなったりする居場所を求めている意見があります。

■人と人がつながる居場所

- 若者同士がつながる場がないため、同世代と出会える場・つながる場がほしい。（若者）
- ふらっと気軽に、夜間などいつでも集えるフリースペースがほしい。（若者）
- いつでも集える場所があることが大切である（若者）
- 定期的に対話の場などが開催されることで、集まる動機づけになり集いやすくなる。（若者）
- 興味のあるテーマで参加しやすくなるほか、新たな出会いにもつながる。（若者）

■新たな活動のきっかけとなる対話の場

- 人との新たな出会いや対話の場があると、新たな活動のきっかけになる。（若者）
- 対話をとおして人のつながりが得られ、活動の幅がひろがる。（若者）
- 対話をとおしていろいろな視点やアイデアに出会えた。（若者）
- 対話をとおして同世代で活躍されている人から刺激がもらえた。（若者）
- 対話をとおして自分も何かできそうという気持ちになる。（若者）
- 対話をするとモチベーションがアップする。（若者）
- 対話をコーディネートしてくれたりする人がいると、対話もしやすく、人とつながりやすくなる。（若者）

あさご未来会議参加者アンケート（令和８年２月）

あさご未来会議での対話による変化

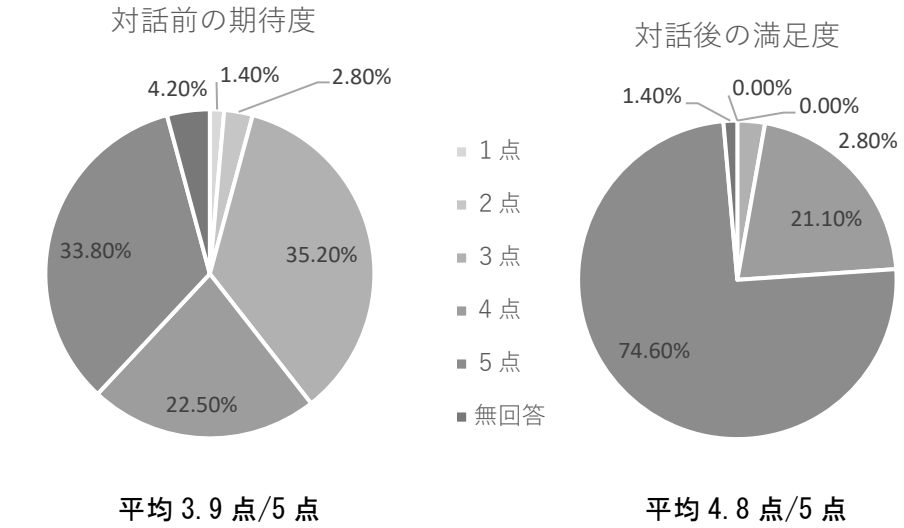

平均 3.9 点/5 点　　**平均 4.8 点/5 点**

3　悩みや不安を抱えるこどもの支援

（1）悩みや不安を抱えているこどもへの相談体制

朝来市内の小・中学校には、こどもの悩みや不安などに応じて心のケアなどを行うスクールカウンセラー※や、こどものおかれた環境へ働きかけなどを行うスクールソーシャルワーカー※を配置し、こどもの悩みなどに対する相談体制を整えています。しかしながら、こども自身がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家に相談している割合は非常に低い状況にあります。

また、こども自身が学校以外で相談できる機関として、朝来市こども家庭センター※、朝来市こども教育支援センター※及びあさごっ子悩み相談センターがあるほか、兵庫県が設置しているひょうごっ子 SNS 悩み相談及びヤングケアラー※・若者ケアラー※相談などは SNS を活用した相談窓口の周知を行い、こどもたちが相談しやすい環境づくりを進めています。

さらに、朝来市の若者の相談窓口については、福祉・保健・教育・就労などの個別の各種相談窓口において、包括的な相談体制を整えています。

このようななか、朝来市のこどもたちは、家族・先生・友だちに相談しやすい内容は抵抗なく相談できている状況があるものの、家族・先生・友だちには相談

しづらかったり、多様な意見を聴きたかったりすることについて、気軽に相談できる環境を求めています。具体的な相談方法として、こどもの居場所や地域クラブなどで普段からつながりや関係性が構築できている大人との気軽な会話など、地域の大人とのコミュニケーションをとおして自然に相談につながることを希望しているほか、相談内容によっては秘密が保持されるなど、安心して相談できる専門機関への相談も希望しています。

以上のことから、専門機関へ相談しやすい環境づくりを進めることはもちろんのこと、こどもの居場所をはじめとし、こどもと地域の大人との交流の機会において、こどもが安心して本音を話し、自然に相談できる関係性を築く環境づくりを進めるとともに、支援を必要としながらも支援機関につながっていないこどもを適切に専門機関につないでいくことが重要です。また、こどもから大人への移行期にある若者（主に 10 代から 20 代）にあたっては、若者の居場所などにおいて若者に寄り添い、その成長や自立、社会参加を支えるしくみづくりが必要です。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

悩みを相談したことがある場合の相談相手（複数選択）

	【学校アンケート】			【市民アンケート】
	小学生 n=27	中学生 n=26	高校生 n=10	N=18
家族（父・母・祖父・祖母・きょうだい）	**77.8%**	**84.6%**	**50.0%**	**66.7%**
友人	33.3%	34.6%	40.0%	38.9%
交際相手・配偶者	－	－	－	38.9%
親戚	18.5%	11.5%	10.0%	22.2%
職場の人	－	－	－	16.7%
病院・医療・福祉サービスの人	3.7%	3.8%	0.0%	16.7%
保健室の先生	3.7%	11.5%	20.0%	－
SNS 上での知り合い	0.0%	3.8%	0.0%	11.1%
学校の先生	29.6%	15.4%	20.0%	－
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	3.7%	11.5%	0.0%	0.0%
近所の人	7.4%	7.7%	10.0%	0.0%
その他	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%

朝来市のこどもの声

こどもあさご未来会議やこども・若者意識調査などの自由記載欄では、気軽に相談できる地域の大人との関係性づくりや、安心して相談できる場づくりを求める意見があります。

■地域の大人などと気軽に相談できる関係性づくり

- 友だちに話せないことを話せる大人に出会いたい。（中学生）
- 困っているときに安心して相談できる人がこどもの居場所に居てほしい。（中学生）
- 自分自身で解決できないことを相談できる人がほしい。（中学生）
- 先生や家族以外の人と雑談しながら気軽に相談したり、アドバイスを得られたりするとよい。（高校生）
- 地域クラブなどで出会う地域の大人との雑談から得られることは多く、自然に相談につながることがある。（高校生）

■安心して相談できる環境

- 学校や親に秘密にして相談できる場や人が欲しい。（中学生）
- 相談内容の秘密が守られ、両親や先生以外に相談できる人がいるといい。AI は肯定ばかりで不安になる。（中学生）
- 安心して悩みを相談できる場があるとよい。AI は自分の悩みを口外しないから安心。（高校生）
- 周囲の目を気にせず、親の許可がなくても気軽に相談できるカウンセリング環境を学校などに整えてほしい。（高校生）

（2）経済的不安を抱えているこども・子育て家庭

朝来市では、保育料、給食費及び医療費の無償化など子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを進めているほか、経済的に困難を抱える家庭には、福祉・保健・教育・就労などの関係機関が連携して、世帯全体の自立を支える包括的な支援を進めています。しかし、家庭の経済的状況について悩みを抱えているこども（中学生・高校生）が一定数いることが分かっており、こどもが経済的な理由で希望する進路を諦めることがないようにすることが必要です。

また、朝来市内の若者の半数以上は、理想とするこどもの人数を持つことができると考えていますが、持てると思わないと思う人も一定数います。その理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎると挙げている人が半数以上いることから、経済的な不安を抱えている若者が一定数いることが分かります。

そうしたことからも、状況に応じた経済的負担の軽減のしくみに加え、悩みなどをひとりで抱え込まないための居場所づくりや相談体制との連携が必要です。



朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

【学校アンケート】

現在、悩んだり困っていることはありますか。（複数選択）

【学校アンケート】	中学生 (N=655)	高校生 (N=249)
進路のこと	38.9%	37.8%
学業成績のこと	37.7%	20.5%
悩んだり困っていることはない	33.3%	39.0%
友人との関係のこと	20.0%	12.0%
部活動のこと	16.3%	6.0%
学費など学校生活に必要なお金のこと	9.6%	9.2%
自分と家族の関係のこと	7.6%	3.6%
自分のために使える時間が少ない	7.2%	3.6%
家庭の経済的状況のこと	6.4%	6.0%
家族内の人間関係のこと(両親の仲がよくないなど)	5.6%	4.4%
塾や習いごとができない	2.1%	0.8%
病気や障がいのある家族のこと	1.4%	0.8%
その他	1.4%	1.2%
無回答	2.6%	3.6%

【市民アンケート】

理想とする数のお子さんを持てると思いますか。

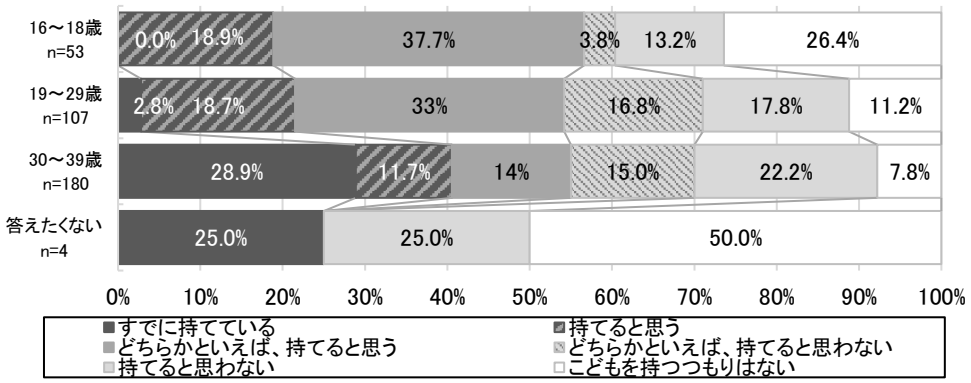

【市民アンケート】

理想とする数のお子さんを持てそうにない、または持つつもりがないと思う理由をお答えください。（複数選択）

〔理想とする数のお子さんを「どちらかといえば、持てると思わない」「持てると思わない」「こどもを持つつもりはない」と回答した人〕

n=156

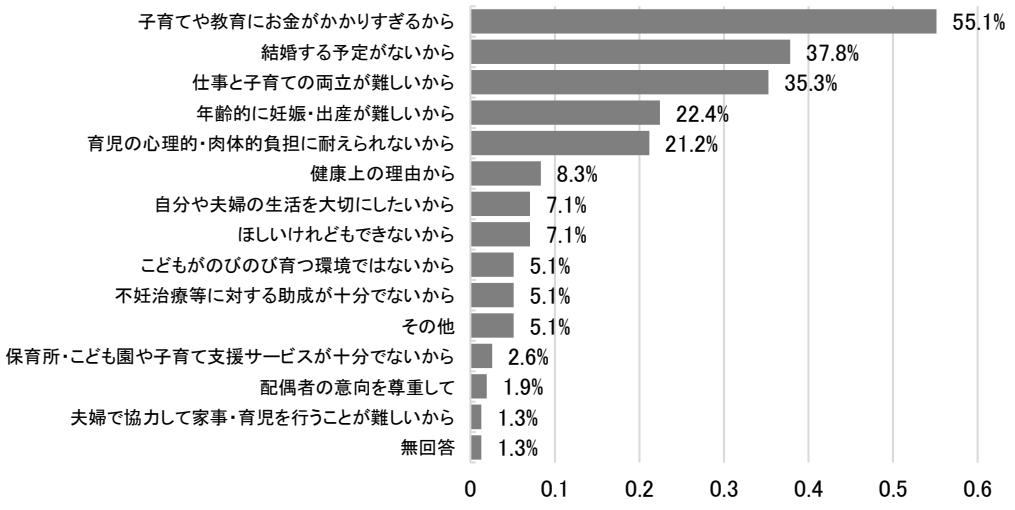

4　配慮が必要なこどもなどの切れ目ない支援

（1）ヤングケアラーなど困難を抱えるこどもの理解と支援

こどもが家族の世話や介護を行うことは、本来こどもが享受すべき権利や機会（例えば、部活動や友人関係の制限、進学の断念及び心身の健康への悪影響など）が大きく制限されるリスクを抱えていますが、「家族内の助け合い」とみなされ、行政や学校の支援が届きにくい状況です。

令和２年度に厚生労働省が実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では中高生の 80%以上が、令和３年度の調査では 20 代・30 代の 60%程度がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答しており、ヤングケアラーや若者ケアラーの認知度が低い状況でした。そうしたなか、ヤングケアラー・若者ケアラーの社会的認知度の向上に向けた取組が全国的に進められ、その結果、令和７年度にこども家庭庁が実施したこども・若者世代の「ヤングケアラーの認識等に関するアンケート調査」では、小学生の 53.6%、中学生の 41.9%、若者（18～39 歳）の 30.4%がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答し、中学生から若者までのいずれの年代においてもヤングケアラーの認知度が低い状況が解消しつつあります。

一方、朝来市では、令和７年度に実施した「朝来市こども・若者意識調査」において、小学生は 76.3%、中学生は 53.9%がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答しており、調査対象の学年の違いはあるものの、小学生・中学生ともに全国に比べてヤングケアラーの認知度が低い状況です。ヤングケアラー・若者ケアラーの予防のほか、こども自身や地域住民が気づき専門機関に相談しやすい環境づくりを進めるためにも、ヤングケアラーや若者ケアラーの認知度の向上に向けた取組が重要です。

また、同時に、学校や地域などと連携しヤングケアラー・若者ケアラーの早期発見・把握に向けた取組や、該当するこどもを把握した場合に適切な支援につなげるネットワーク支援体制※の構築が求められています。



朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありますか。
（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをヤングケアラーといいます。）

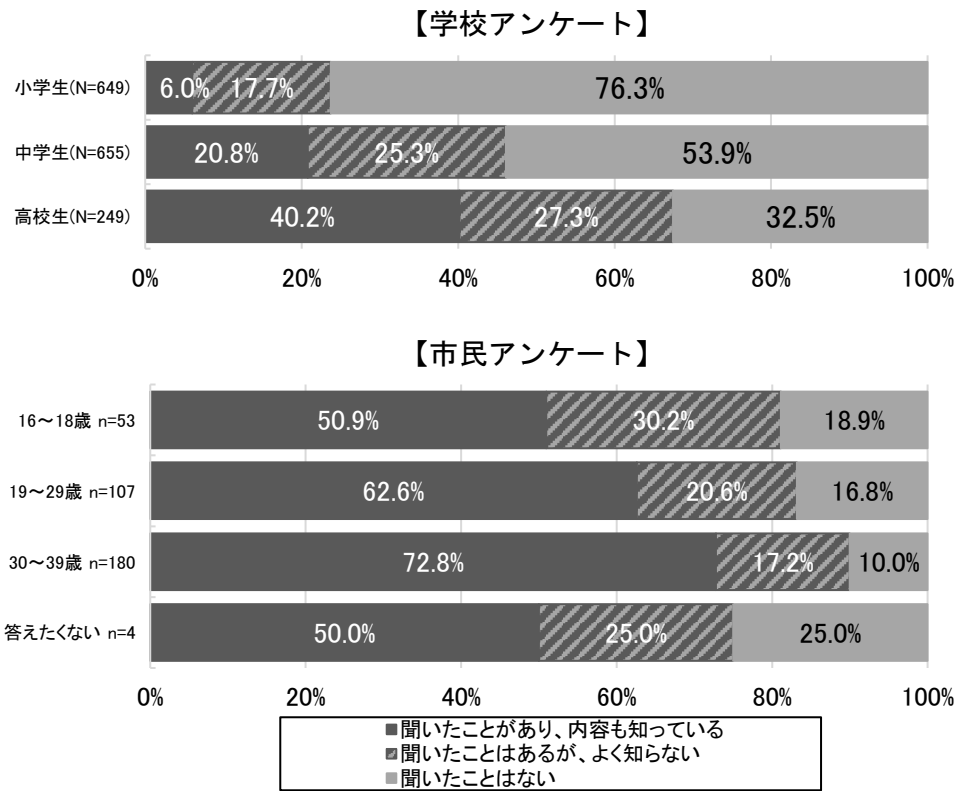

（２）義務教育終了後の配慮を必要とする若者の把握のしづらさ

義務教育の期間は、学校生活や家庭訪問などを通じて、こどもの状況（不登校、健康及び特性など）や家庭の状況（生活の困窮及びヤングケアラーなど）を学校や教職員が発見・把握しやすい環境です。しかし、義務教育の期間を終えると、配慮を必要とする若者の状況を把握しづらく、特に、高校や大学などの中退、離職及び就職をせず無職である若者の状況の把握は極めて困難になる構造的な問題があります。また、個人情報が障壁になり、中学時代に配慮が必要だった若者の情報が福祉部署にスムーズに引き継がれず、支援の空白が生まれ、結果として、把握や必要な支援が遅れてしまう状況があります。

一方、配慮が必要な若者ほど、情報へのアクセス手段や頼れる大人を持たず、孤立を深めている場合があります。

そうしたなか、支援を必要とする若者を早期に把握し、支援につなげていくために、福祉・保健・教育・就労に関する機関などが一体となり、10 代から 20 代の移行期を見据えた切れ目ない支援体制を構築してく必要があります。

内閣府 こども・若者意識と生活に関する調査（令和４年度）

ひきこもり状態になった主な理由（複数選択）

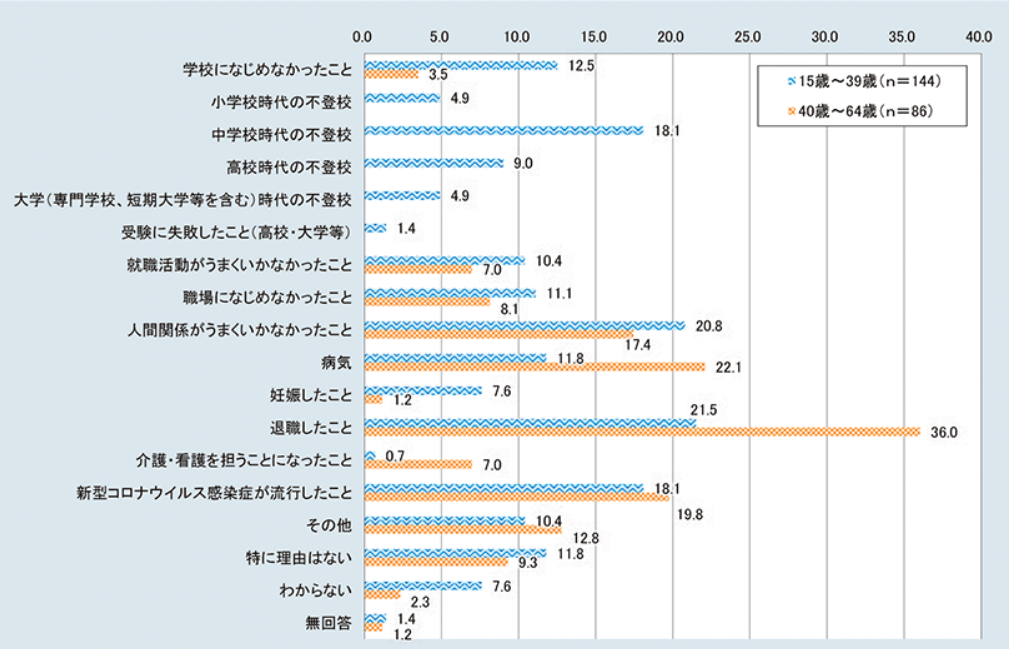

5　ジェンダーギャップ※・ジェネレーションギャップ※

（１）若者の結婚観・出会いの場

こども家庭庁が令和８年度に 15～39 歳を対象に実施した若者 10 万人総合調査では、35.1%が結婚するつもりはないと回答しており、結婚のハードルとして、年齢が高くなればなるほど「結婚したいと思える人がいない」と回答しています。

一方、朝来市では、アンケート対象や問いは異なるものの、人生における結婚の重要性について否定的に捉えている人は少ない状況です（人生において結婚は重要と思わない、どちらかといえば思わない割合は、30～39 歳が一番多く 28.9%）。また、結婚をしていない理由として、「適当な相手にめぐり会えない」と回答した割合は年齢が高くなればなるほど高い状況であり、その割合は、こども家庭庁調査の「結婚したいと思える人がいない」に比べて高い状況です。

以上のことから、若者世代の人口が少ない朝来市では、結婚を肯定的に捉えながらも適当なパートナーにめぐり会うことができないために結婚をしていない人がおり、結婚を目的とした出会いの場が不足していることが分かります。さらに、朝来市に住む若者は、結婚を目的とした出会いの場だけでなく、そもそも同世代との出会いの機会が少ない状況であり、若者同士の幅広い出会いの場を求めています。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

【市民アンケート】

人生において結婚は重要と思いますか。

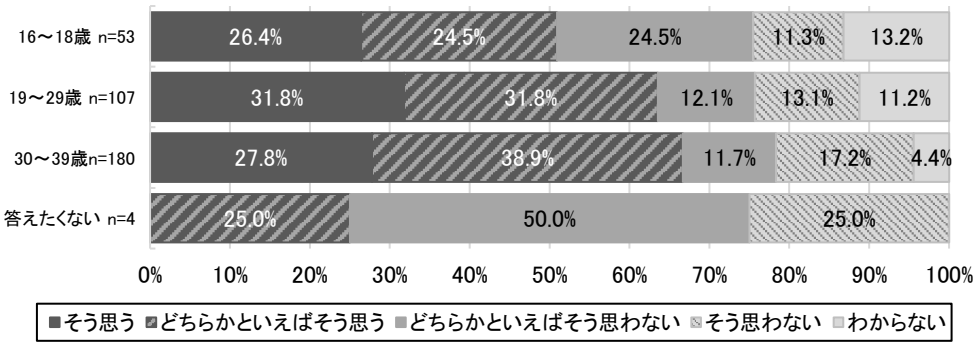

【市民アンケート】

結婚をしていない理由（複数選択）

〔「結婚していない（離別または死別）」または「結婚していない（結婚したことがない）」を選んだ人〕

【市民アンケート】 n=191	16～18歳 n=50	19～29歳 n=81	30～39歳 n=58	答えたくない n=2
まだ結婚するには早いと思う	**78.0%**	33.3%	0.0%	0.0%
仕事や学業に専念したい	42.0%	39.5%	8.6%	0.0%
趣味や娯楽を楽しみたい	22.0%	32.1%	17.2%	0.0%
結婚していない方が自由で気楽である	18.0%	25.9%	46.6%	**100.0%**
結婚する必要性を感じない	16.0%	14.8%	32.8%	50.0%
適当な相手にめぐり会えない	18.0%	**40.7%**	**51.7%**	50.0%
異性とうまく付き合えない	10.0%	11.1%	13.8%	0.0%
結婚資金や結婚後の生活に経済的な不安がある	14.0%	17.3%	24.1%	0.0%
親の介護など家庭の事情がある	0.0%	0.0%	8.6%	0.0%
親や周囲の人が結婚に同意しない	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
こどもを欲しいと思わない	14.0%	12.3%	15.5%	0.0%
その他	8.0%	4.9%	5.2%	0.0%

こども家庭庁 若者世代に関する総合的な調査（令和８年度）

結婚の意欲

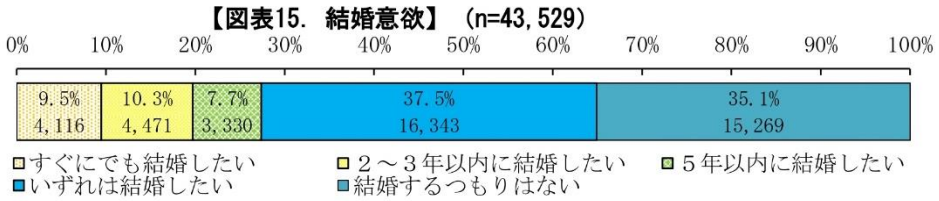

結婚のハードル

「結婚したいと思える人がいない」と回答した人の割合（抜粋）

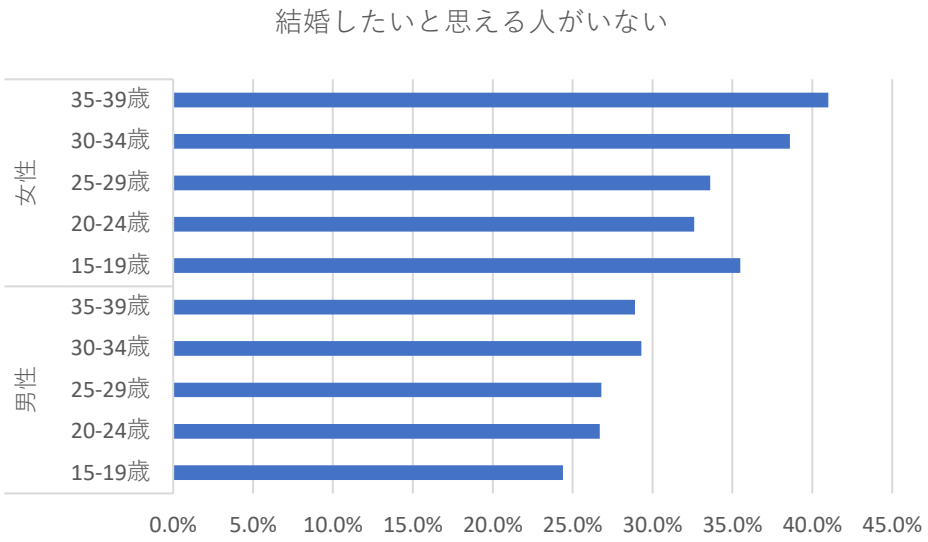

朝来市の若者の声

あさご未来会議などの若者の対話の場では、若者同士が気軽に出会い、つながる場がないという意見があります。

■人と人がつながる機会の少なさ

- 若者同士がつながる場がないため、同世代と出会える場・つながる場がほしい。（若者）〔再掲〕
- 職場以外に出かける場がなく、同世代に出会える機会がない。（若者）
- 市内では新たな出会いを得る機会がない。（若者）

（2）仕事と子育ての両立

女性の仕事と子育てに対する考え方は、かつては「結婚・出産で一度退職し、子育てが落ち着いてからパートなどで復帰する（再就職コース）」が最も多数派でした。しかし、近年では、産休・育休の制度を利用し、キャリアを途切れさせずに一生働き続けたいと望む女性が最も多くなっています。また、未婚男性においても、将来のパートナーに仕事と育児・家事の両立を望む割合が最も多くなっ

ており、男女ともに「共働きで育児も協力して行う」スタイルを理想とする時代にシフトしています。

そのようなこともあり、若者の約７割が、会社選びの際に仕事（キャリア）とプライベートの両立を意識している状況であり、若者に選ばれる職場に向けて、仕事と子育てをはじめとするプライベートの両立が可能な職場環境づくりが求められているといえます。

そうしたなか、朝来市内の事業所においても、仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりが進められていますが、従業員数が少ない事業所が多く、人手不足などが要因となり、実際に育児休業の取得や子育てをしながら働くことができる環境が整っていないと感じている若者も一定数います。また、理想とするこどもの人数を持つことができないと感じている人の理由として、仕事と子育ての両立の難しさを挙げている人も一定数あり、こうしたことからも、仕事と子育てを両立することができる職場環境づくりが重要です。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

【市民アンケート】

あなたの職場では、育児休業を取得したり、子育てをしながら働くことができる環境だと思いますか。

n=234

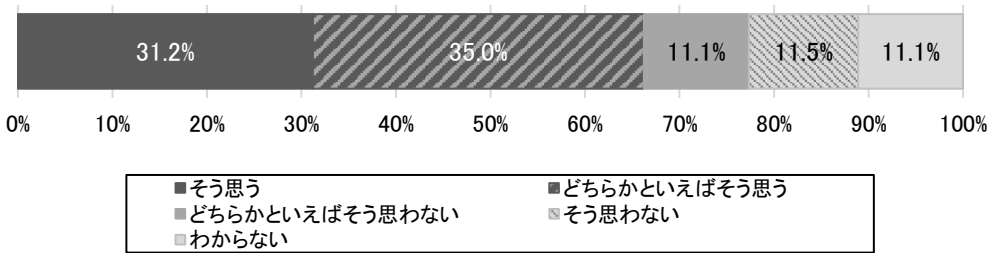

【市民アンケート】

育児休業の取得をしたり、子育てをしながら働くことができる環境だとは思わない理由をお答えください。

n=53

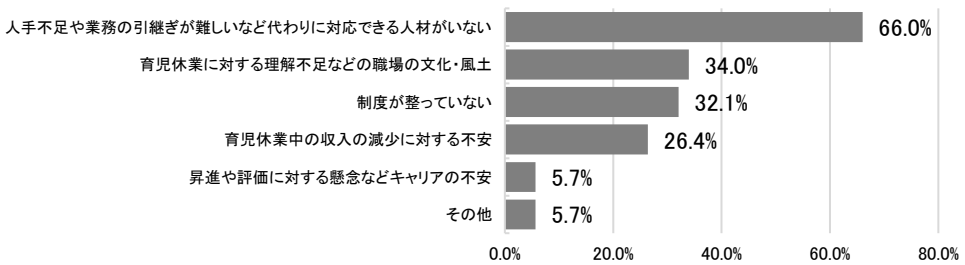

国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

未婚女性（18～34 歳）の
理想のライフコース

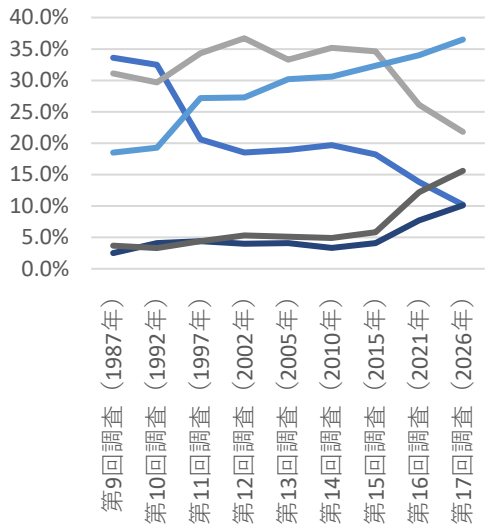

未婚男性（18～34 歳）が
パートナーに望むライフコース

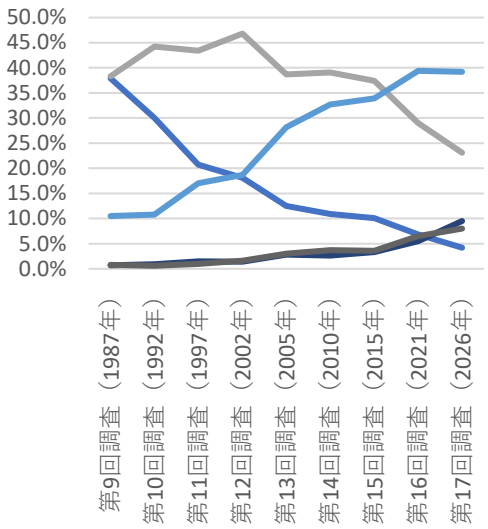

専業主婦コース	結婚しこどもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない
再就職コース	結婚しこどもを持つが、結婚あるいは出産の機会に退職し、子育て後に再び仕事を持つ
両立コース	結婚し、こどもを持つが、仕事も続ける
DINKsコース	結婚するがこどもは持たず、仕事を続ける
非婚就業コース	結婚せず、仕事を続ける

厚生労働省 若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（令和８年度）

入社する会社を選ぶ際に、仕事（キャリア）とプライベートの両立を意識しますか（意識しましたか）。

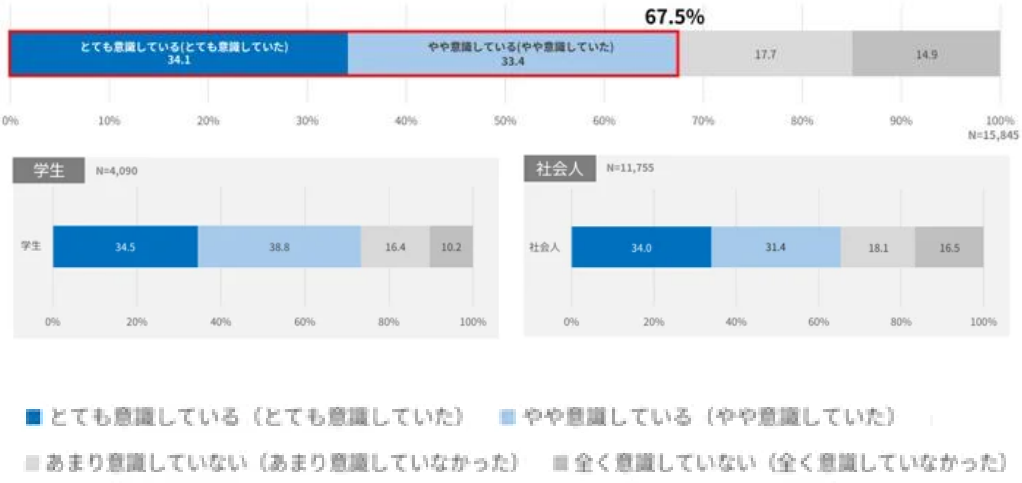

朝来市の若者の声

あさご未来会議などの若者の対話の場では、企業や組織の中に根付く無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス※）や、働き方における男女の役割の固定化があるという意見があります。

- 「事務・お茶出し・掃除・窓口は女性」といった業務における性別役割分担意識が強い。（若者）
- 「若いから・女性だから」という理由で雑務や期待が性別によって偏りがある。（若者）
- 性別ではなく適正と意欲を評価する人事制度の見直しも必要ではないか。（若者）
- 出産や育児などでキャリアが分断される構造がある。（若者）
- 時短勤務や育児休業を取得する際、周囲への気兼ねや「代わりの人がいない」という人手不足の課題がある。（若者）
- 「若い人の意見＝経験不足」と一蹴され、意見を言いにくい・拾ってもらえない空気感がある。

（３）若者が感じる地域活動の負担感

核家族や共働きの増加もあり、子育て世代は仕事と育児に追われ、時間的な余裕が少ないなかでの地域活動は、平日の昼間や長時間の会議開催などにより参加のハードルが高く、負担を感じている状況があります。

また、若者は地域活動にはできることで関わりたいといった前向きな気持ちを持つなど、地域のコミュニティや伝統行事の意義は理解しているものの、自治会運営にあたっては、世帯主である男性中心に役員構成がなされ男性の負担が大きいと感じているほか、慣例や暗黙のルールにより男女の役割が固定化されており、性別に関わらず地域活動に参画できるしくみや環境を求めています。

朝来市こども・若者意識調査（令和８年１月実施）

【市民アンケート】

あなたは地域などの活動で、次のことで負担を感じたことがありますか。

1　男女の役割の固定化

2　家族構成（小さなこどもがいて動きづらい状況があるなど）への配慮がない

1　男女の役割の固定化による負担感　N=344

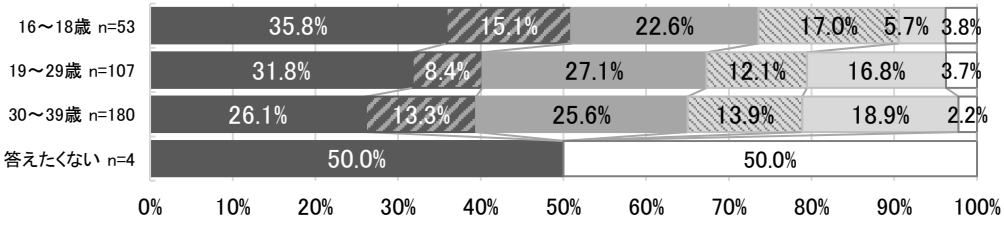

2　家族構成（小さなこどもがいて動きづらい状況があるなど）への配慮がないことによる負担感

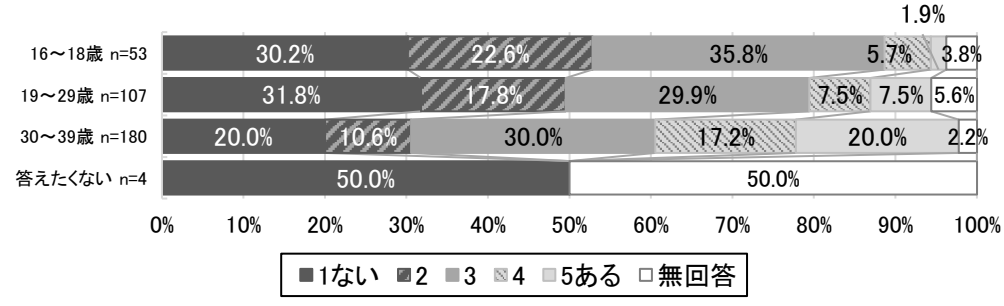



朝来市の若者の声

あさご未来会議などの若者の対話の場では、地域活動での男女の役割の固定化や会議開催時間などによる負担感を感じている意見があります。

- 世帯主（主に男性）しか役員や会議参加の対象にならないルールがある。（若者）
- 暗黙の了解や明文化されていない風習が多い。明文化されていると、参加の納得性が上がる。（若者）
- 平日の昼間の会議や長時間の集まりなど、働く世代や子育て世代にとっては参加しづらい。（若者）
- 地域の役や日役は男性の負担が大きい。（若者）
- 性別に関わらず、得意な人やできる人が役割を担えるようにすれば、家庭内で協力し合いながら参加しやすくなる。（若者）
- 何か新しいことに挑戦するなど、地域活動に関わりたい。（若者）
- 若者は意見が言いづらい雰囲気がある。（若者）
- 日役など地域活動が大変というイメージがあり、友だちはＵターンしない。（若者）

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念（めざす姿）

こどもの想いを大切にするなど、こどもがまんなかにあるまちづくりを推進することで、こども一人一人が自分らしく成長でき、幸せに生活を送ることができる社会をめざします。また、こうした社会になることで、こどもだけでなく大人も将来にわたって幸せがつながるまちをめざします。

こどもがまんなか　幸せつながるまち

２　大切な考え方

こども一人一人が自分らしく成長でき、幸せに生活を送ることができる社会をつくるため、次の３つのことを大切にします。

（１）こどもの想いを尊重する

こどもの権利はこどもが主体であることをみんなで理解します。こどもは自分の想いや意見を表現でき、みんなで一人一人の個性や気持ち、「やってみたい」を尊重します。

（２）こどものつながりを育む

こどもにとって人とのつながりは幸せに生きていくために大切な環境です。家庭や学校・職場だけでなく、地域も世代も超えたつながりを育みます。

（３）みんなでこどもを支える

こどもの悩み・家庭の悩みを、その人だけのものにしません。こどもはもちろん周囲の大人も、困ったときやしんどいと感じたときに、お互いに「助けて」と言いあえる地域社会をつくります。

3　こどもの幸せの実現に向けた取組の構成

（みんなで育てる「こどもの幸せの木」）

大人がこどもを支える土壌づくりとしての「切れ目ない支援」と「多様な価値観の尊重」を基盤に、すべてのこどもの権利が保障され、こどもが安心感に包まれながら新たな挑戦へと踏み出せるよう、こどもの権利を具現化する取組として「こどもの居場所」「こどもの遊び・学び・体験」「こども視点のまちづくり」の三つの取組を循環させながら、こども一人一人が自らの可能性を広げ、自分らしく将来に希望をもって幸せに成長できる環境を創出することで、こどもだけでなく大人も将来にわたって幸せがつながるまちづくりを進めます。

また、取組に際しては、こどもを養育している人やこどもと接する人に留まらず、地域や事業所等において様々な人が関わり合い、つながり合いながら、みんなでこどもの幸せを育む地域社会づくりを進め、「こどもの幸せの木」をみんなで育てます。

みんなで育てる「こどもの幸せの木」

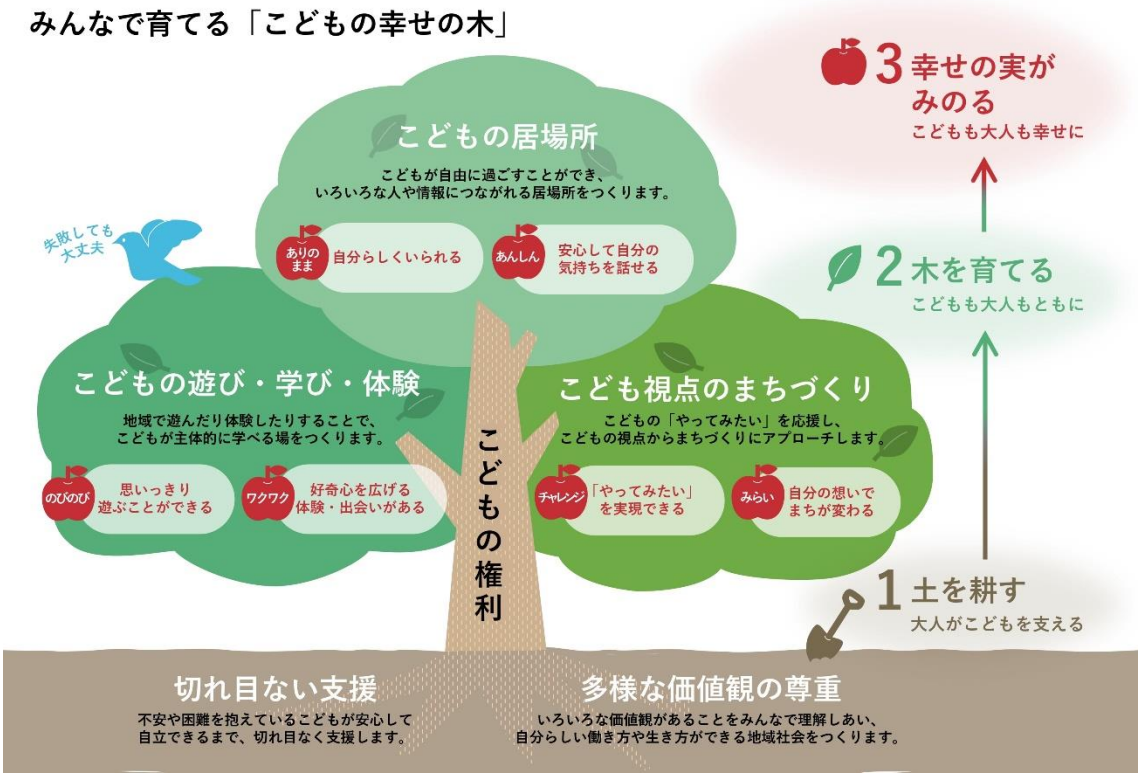

4　評価指標の設定

本計画に基づいて実施される様々な取組が、基本理念（めざす姿）の実現を目指して実施され、かつ明確な評価検証が行われるよう、次のとおり指標を設定します。

No.	指　標		年代区分	現状値	目標値
1	幸福度（どの程度幸せに感じているか）		小学生	81.8%	83.3%
			中学生	70.1%	71.6%
			高校生	54.6%	56.1%
			16～39 歳	58.1%	59.6%
2	自己実現と成長	やりたいこと（趣味・学び・活動、仕事等）がある ※「仕事」は 16～39 歳の場合のみ	小学生	75.5%	77.0%
			中学生	78.6%	80.1%
			高校生	68.7%	70.2%
			16～39 歳	56.3%	57.8%
3		やりたいことに向けてチャレンジ（準備・実行等）している	小学生	50.0%	51.5%
			中学生	49.3%	50.8%
			高校生	40.2%	41.7%
			16～39 歳	39.3%	40.8%
4		日々の暮らしで生きがいを感じている	小学生	73.2%	74.7%
			中学生	60.6%	62.1%
			高校生	43.8%	45.3%
			16～39 歳	38.1%	39.6%
5	人や社会とのつながり	自分のことを大切に思ってくれる人たちがいる	小学生	84.9%	86.4%
			中学生	79.4%	80.9%
			高校生	69.5%	71.0%
			16～39 歳	72.1%	73.6%
6		頼れる人（家族・友人・地域の人等）がいる	小学生	86.3%	87.8%
			中学生	80.6%	82.1%
			高校生	71.5%	73.0%
			16～39 歳	71.8%	73.3%
7		自分の居場所や役割がある（家庭・地域・職場等） ※「職場」は 16～39 歳の場合のみ	小学生	79.2%	80.7%
			中学生	73.4%	74.9%
			高校生	61.4%	62.9%
			16～39 歳	63.7%	65.2%

※指標№.１は、10 段階評価（とても不幸０←→10 とても幸せ）で、７～10 の高い幸福度の人の割合。

※指標№.２～７は、５段階評価（ない１←→５ある）で、４又は５を選択した人の割合。

第４章　こどもの幸せの実現に向けた取組

１　こどもの権利

こどもが権利の主体であることを啓発し、こどもの権利に関する理解を深めるとともに、こどもの意見聴取・表明の機会を確保します。

項目	取組概要
① こどもへの「こどもの権利」の周知	こども自身が権利の主体であり、様々な権利が保障されていることを理解できるよう、こどもに対して、こどもの権利について学校園やこどもの居場所などと連携しながら周知・啓発を行います。
② 大人への「こどもの権利」の周知	すべての大人が、こどもの権利やその尊重の必要性を理解し、実践できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を行います。
③ こどもが自分の意見を表現できる環境づくり	こどもが日頃から自分の意見や気持ちを安心して表現できるよう、学校園、地域、学童クラブ及びこどもの居場所などの普段のコミュニケーションにおいてこどもの意見を大切にするほか、日常的な対話を充実します。 また、社会的擁護下にあるこどもや自ら意見を表明することが困難な状況にあるこどもに対して、必要に応じて、権利擁護や意思決定を支えるアドボカシー※の導入を研究します。
④ こどもの意見を聴く環境づくり	こどもが安心して意見を表明できるよう、こどもの意見聴取の必要性や意義・手法などについて、研修（こどもの意見ファシリテーター※の養成など）・啓発を実施し、地域社会などこどもをとりまく環境において、こどもの意見を尊重する文化を育むとともに、こどもの意見表明を支えるコミュニケーション環境の充実を図ります。

2　こども視点のまちづくり

こどもの「やってみたい」を応援し、こどもの視点からまちづくりにアプローチします。

項目	取組概要
① こどもの視点をまちづくりに反映	こどもあさご未来会議などの対話の場のほか、アンケートやオンラインを活用したこどもの意見聴取の場づくりを行い、より幅広いこどもが気軽に意見表明が行えるようにするとともに、こども視点を政策形成に反映します。 また、こどもに関連する審議会へのこどもの参画について研究を進めます。
② こどものまちづくりへの参画	若者が主体となって地域の行政課題やまちづくりについて話し合い、アイデアや政策を朝来市などに提言する場（ユースカウンシル※）や、アイデアを実現に向けて主体的に活動できる場づくりを進めます。
③ 活動やプロセスの共有	こどもの意見がどのように検討され、施策やルールへどのように反映されたかなどの状況を、こどもに分かりやすく伝えます。そして、こうしたフィードバックにより、大人や社会への信頼につなげます。

朝来市のこどもの声

こどもあさご未来会議やあさご未来会議などの対話の場では、こども視点からまちづくりに対する提言の場や実現につなげられる場を求める意見があります。

■ユースカウンシルやまちづくりの実践の場

- ユースカウンシルのような場があれば参加したい。こどもの意見を言わないと伝わらないから。（中学生）
- ユースカウンシルのような場であれば、同じ世代の人などに共感してもらいやすく、発言しやすそう。（中学生）
- 高校生が考える提案は財源などもあって実現が難しいことは理解できるが、実現に向けて対話を重ねながら進めることが必要ではないか。（高校生）

3　こどもの居場所

こどもが自由に過ごすことができ、いろいろな人や情報につながれる居場所をつくります。

項目	取組概要
① 多様なこどもの居場所づくり	こどもの居場所づくりなどに取り組む地域の団体・グループなどに対し、必要な経費の一部を助成し、多様なこどもの居場所の確保を行うとともに、こどもの居場所についてこどもに分かりやすく周知を行い、こどもが利用しやすい環境を整えます。 また、地域が主催する既存事業などにこどもが参加できるよう促し、多様な世代との交流やこどもの居場所づくりにつなげられるようにします。
② 若者が気軽に集い人と人とのつながりが生まれる場づくり	若者が気軽に集い、安心して過ごすことができる居場所（ユースセンターなど）づくりを進めます。また、居場所での新たな出会いにより、若者相互をはじめとする多様なつながりづくりのほか、まちづくり活動などへの参画の機会づくりを進めます。
③ こどもの年代や行動範囲に配慮した居場所づくり	こども自身が居場所での過ごし方や運営のルールづくりを行うなど、こどもの視点に立った居場所づくりを進めます。 また、こどもが居場所や遊び場などへ安全かつ柔軟に移動できるよう、移動手段の確保について研究を進めます。
④公共施設の積極的な利活用	こどもにとって身近にある生涯学習センターなどの公共施設について、ロビー等のオープンスペースや空き時間帯を活用し、自習スペースなどのこどもの居場所への活用について進めます。
⑤ こどもが活用しやすい公共施設	学校のグラウンド・体育館や社会体育施設などについて、安全面や適切な利用管理を確保しつつ、こどもが自由に遊ぶことができる場所として利用できるよう取り組みます。

朝来市のこども・子育て当事者の声

こどもあさご未来会議などの対話の場でのこどもの意見から、こどもの居場所へ求めるもの（過ごし方・機能など）が、年代に応じて異なることも分かります。

■こどもの居場所の過ごし方・機能など

【過ごし方】

- 大きな声を出してもよい場があると良い。（小学生）
- 友だちと遊べる場がほしい。（小学生・中学生）
- こどもだけの居場所がほしい。（小学生・中学生）
- 一人で居たいときも気兼ねなく一人でゆっくり居ることができる場。（高校生）

【学習スペース】

- 友だちと気軽に話したり、わからないところを教え合いながら勉強したりできる場所がほしい。（中学生）
- 静かに勉強できるスペースがほしい。（中学生）
- 市役所を自習場所として開放してほしい。（中学生）
- 自習スペースがほしい。（高校生）

【つながりが生まれる場】

- 他校や大人の人と交流できる場があると良い。（中学生）
- 様々な人と交流することで、自分の趣味ややりたいことに出会えるのではないか。（高校生）
- 様々な人と出会え、話すことができると、様々な学びがあり、刺激を得られそう。（高校生）
- 色々な世代が集まれる居場所があると良い。（子育て当事者）
- コーディネートしてくれる人がいると人と人がつながりやすく、話しやすくなる。（若者）

【興味関心を広め深める場】

- 年齢を問わず、共通の趣味の人・興味関心が同じ人と出会え、交流できる場があると良い。（小学生・中学生・高校生・若者）
- 興味関心のある分野で長けている人とつながりたい。（中学生）

【気軽に相談できる場】

- 友だちに話せることと話せないことに分かれる。友だちと話せないことを話せる大人に出会いたい。（中学生）
- 先生や家族以外の人で気軽に相談できる人がいると良い（中学生）
- 先生や家族以外の大人の人と雑談しながら気軽に相談したり、アドバイスを得られたりすると良い。（高校生）

【活用のしやすさ】

- 公共施設で空いている部屋や時間をこどもの居場所として活用するとよい。（小学生・高校生）
- 学校帰りに寄れるようにしてほしい。一旦、帰宅してからでは遠方で行きたくても行けない。（中学生）
- こどもの居場所は入りやすいことが大切。例えば、グループができていない、静かすぎない、笑顔で迎え入れてくれる人がいる、オープンな雰囲気など。（中学生）
- 無料で居ることができる。（高校生）

4　こどもの遊び・学び・体験

地域で遊んだり体験したりすることで、こどもが主体的に学べる場をつくります。

項目	取組概要
① 朝来市の自然環境を生かしたこどもの遊び場・体験の場づくり	地域の団体・グループなどと連携し、朝来市の自然環境を生かした自然のなかでの遊びや体験活動の場づくりを進めます。 また、屋外の遊びに係る学校などでのルールづくりにあたっては、こどもの安全確保を図りながら、こどもとともにルールをつくり、こどもが自然の中で遊ぶことのできる環境づくりを進めます。
② 多様なこどもの遊び・学び・体験の場づくり	こどもが身近な地域で安心して遊び、自然・人・文化などに触れながら、主体的に、かつ挑戦できる遊び・学び・体験の場づくりを地域の団体・グループなどと連携しながら進めます。 また、こどもたちの意見を尊重しながら遊び・学び・体験の場づくりを進め、こどもたちの多様な遊び・学び・体験の機会を確保します。

③ こどもの遊び・学び・体験の場をつくるスタッフの育成	こどもの遊び・体験活動などを支える指導者やコーディネーター、ボランティアを対象とした研修会などを開催し、場づくりの質の向上及びスタッフの発掘・確保を図ります。 また、スタッフ同士のネットワークづくりを行い、場づくりに係る運営のノウハウの向上や、持続可能な運営体制づくりを支援します。



朝来市のこども・子育て当事者の声

こどもあさご未来会議などの対話の場では、様々な遊び・学び・体験の場を求めている意見があります。

■自然のなかでの遊び・体験

- 誰でも山に入れるようになれば良い。虫捕りや工作などがしたい。（小学生）
- 生き物がいる川や山で遊びたい。（小学生）
- 秘密基地やツリーハウスなどをつくりたい。（小学生）
- 自由に川遊びがしたい。（中学生）
- 大人自身も遊び方を知らない。（子育て当事者）

■多様な体験の機会

- 農業クラブを作り、大人と一緒に野菜を育てたり売ったりしたい。（小学生）
- 様々なことに気軽に体験できる場が少なく自分のやりたいことや得意なことが分からない。（中学生）自分の知らないことや興味をもったことを知ったり体験できたりする機会が欲しい。（中学生）
- ボランティア活動に参加できる機会を増やして欲しい。（中学生）
- ボランティア活動をしたいが、どうしたらできるのか分からない。（中学生）
- 地域のまつりを復活してほしい。イベントなどで出店がしたい。（中学生）
- 在住外国人の方と交流できる機会があると良い。学校での国際交流の時間が限られている。（中学生）
- 知ることは興味関心を広げる機会になる。（高校生）

■新たなことへのチャレンジ

- フリーマーケットを開催したい。（小学生、中学生、高校生）
- みんなで出したアイデアを実現したい。（小学生）
- 興味関心のあることにもっとチャレンジしたい。（高校生）
- 大人の意見で断念するようなことがないようにしたい。（高校生）

■安全性の確保と遊びのルール

- 家の近くの川は大きく、川遊びができる川がない。（小学生）
- こどもだけで川遊びができないルールになっている。（中学生）
- 山や川で遊ぶことは楽しいだけでなく、危険な体験をとおして危険だと分かる。危険を学ぶことも大事だ。（中学生、高校生）
- 川遊び用にライフジャケットの貸し出しがあると良い。（中学生）
- 誰の山か分からない、山が整備されていないなどの理由で、山に入って遊ぶことができない。（子育て当事者）

5　切れ目ない支援

不安や困難を抱えているこどもが安心して自立できるまで、切れ目なく支援します。

項目	取組概要
① 相談窓口の周知	こども・福祉・保健・教育・就労などの各種相談窓口の情報について、不安や困難を抱えているこどもはもちろんのこと、すべてのこどもや大人へ情報が届くよう周知を図ります。 また、包括的な相談支援体制（こども、子育て家庭及び地域住民からの相談は、相談者の属性・世代・相談内容などに関わらず、相談を受けた窓口が受け止め、支援機関への連携を図る）について、周知を図り、安心して相談できる環境を整えます。
② 相談しやすい環境づくり	こどもの居場所や地域行事などでスタッフや地域の大人などが定期的にこどもと顔を合わせ、信頼関係を構築することで、コミュニケーションの延長から地域の大人などにも気軽に相談しやすい環境をつくります。

③　地域や居場所と連携したこどもの見守り・支援	地域行事や居場所などを通じて地域でこどもとのつながりをつくり、配慮が必要なこどもなどに対し、日頃から地域で見守りをしやすい体制づくりを促進します。 また、地域やこどもの居場所と連携し、配慮が必要なこどもについては、朝来市こども家庭センターなどへの情報提供により、関係機関と連携した支援につなげます。
④ 学校と連携した相談体制づくり	学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家をこどもが身近に感じることで、気軽に相談しやすい関係性の構築や体制づくりを進めます。
⑤ 経済的不安を抱えるこども・子育て家庭への支援	すべてのこどもが、その家庭の経済状況などによって進学や体験の機会、心身の健やかな成長を制限されることのないよう、経済的不安を抱える家庭の早期発見に努め、必要な福祉・保健・教育・就労支援へとつなげる総合的なサポートを推進します。 また、国・県の動向等に注視しながら、必要な支援制度を研究します。
⑥ ヤングケアラー・若者ケアラーの周知と把握・支援	ヤングケアラー・若者ケアラーに対する理解を広げるため、学校園、福祉関係機関及び地域などと連携し、周知啓発を行います。 また、学校園、福祉関係機関及び地域などと連携し、ヤングケアラー・若者ケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラー・若者ケアラーが自分の時間や学び、遊び又は仕事の機会を奪われることのないよう支援します。
⑦ 義務教育終了後の切れ目ない支援につなげるための行政・学校などの情報共有	義務教育を修了したこどもが、進路未決定、中途退学又は不登校などの理由により社会から孤立することのないよう、個人情報の保護に配慮しつつ学校から福祉部署への適切な情報共有を図るとともに、切れ目ない支援体制を構築します。

⑧ 配慮が必要なこども・子育て家庭への伴走的支援	子育て家庭がこどもの特性を理解し、こどもにとって最適な環境を整え、健やかな成長を支えていけるようにするために、こども・子育て家庭への伴走的な支援を行います。 また、特性を持つこどもが適正な就学・就労につなげられるよう、必要に応じて学校園と連携し支援を行います。

6　多様な価値観の尊重

いろいろな価値観があることをみんなで理解しあい、自分らしい働き方や生き方ができる地域社会をつくります。

項目	取組概要
① 若者と大人の信頼関係の構築	若者が地域活動に段階的に参画できる体制づくりを支援するほか、若者の地域での主体的な活動を育むことで、若者と地域の大人とのつながる機会が増えるようにします。 また、地域で若者が活動しやすくするために、地域コーディネーター養成講座の開催などにより、地域自治協議会など地域での活動をコーディネートできる人材を育成します。
② 新しい価値観を尊重する雰囲気を醸成	地域（自治会・地域自治協議会など）や職場における意思決定に、若者の意見が尊重されるためのしくみづくりや環境づくりを支援します。
③ 若者や子育て家庭が参加しやすい地域づくり	地域活動おいて、性別で役割を固定化するのではなく性別に関わらず参加できるしくみづくりや、会議の開催方法及び開催時間を工夫するなど、若者や子育て家庭が参加しやすい地域活動になるよう、地域への伴走的支援を行います。
④ 子育てと仕事が両立しやすい職場づくり	若者や子育て当事者が子育てと仕事を両立し、自分らしく働き続けられる職場環境づくりに向け、事業所向けセミナーや情報提供等を通じて、事業者の意識醸成を図ります。 また、庁内関係部署や関係機関が連携し、各事業者の実情に応じた支援を行います。

⑤ 仕事や地域活動がしやすい家庭環境づくり	家庭内の性別による役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行い、若者や子育て当事者をはじめ誰もが性別に関わらず、希望に応じて仕事や地域活動がしやすい家庭環境づくりを進めます。
⑥ プレコンセプションケア※の啓発	若い世代から性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理や行動がとれるよう、学校や関係機関と連携し、妊娠・出産にかかる正しい知識の周知啓発を進めます。

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

こども施策は、福祉・保健・教育・就業など、多岐の分野にわたります。このため、朝来市子ども･子育て会議や朝来市こどもまんなか推進本部会議を中心に、関係機関、事業者、関係団体及び地域住民の協力を得ながら本計画の着実な実施に取り組みます。

特に、関係機関と連携を深め、こどもや子育て当事者、市民一人一人が積極的に参画をしていくことが重要なことから、こどもや子育て当事者などの意見を尊重するとともに、本計画の広報やこども施策の情報共有を図りながら計画を推進します。

２　計画の進捗管理と評価

計画の推進にあたっては、計画に即した取組がスムーズに実施されるよう、各取組の実施状況や進捗について評価・検証する必要があります。

このため、アンケート調査をはじめ、こどもや子育て当事者、関係団体などとの意見交換の機会を活用し、本計画の成果を把握・点検するとともに、朝来市子ども･子育て会議において進捗状況の報告・審議を行い、その内容をホームページで公表します。

また、計画期間中であっても、国・県の動向や朝来市子ども･子育て会議における審議により見直しが必要となった場合は、適宜、計画の見直しを行います。

資料編

1　用語解説

	用　語	解　説
あ行	アドボカシー	こどもが話したいことを自ら話せるように支援したり、必要な場合には、こどもに依頼又は承諾を得てこどもの思いや意見を代わって表明したりすること。
	アンコンシャス・バイアス	過去の経験や価値観から作られる「無意識の思い込みや先入観」のこと。
	ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的に幸せな状態のこと。心身が健康であるだけでなく、社会的にも良好であること。
か行	こども意見ファシリテーター	こどもが自分に関わる社会施策や地域の取り組みについて、安全かつ安心して意見を表明できるように話し合いを支える進行役のこと。
	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う総合相談窓口のこと。
	こども教育支援センター	こども一人一人のより豊かな成長発達の支援をめざし、学校生活・教育に関すること、こころや身体の発達のこと、子育てに関する悩みなど、児童生徒の学校や家庭での生活、学習、発達について対応する相談窓口のこと。
さ行	ジェネレーションギャップ	育った時代や社会背景の違いによって、世代間で価値観、常識、言葉、行動などにずれが生じる現象のこと
	ジェンダーギャップ	社会通念や慣習など（社会的・文化的に作られた性別）によって生じる男女間の格差のこと。
	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う者のこと。

	スクールソーシャルワーカー	虐待やいじめの対応など、児童生徒と向き合うとともに、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、児童生徒を取り巻く環境を調整する福祉の専門家のこと。
	自己肯定感	長所や短所、成功や失敗を含めた「ありのままの自分」に価値があると感じ、自分の存在そのものを肯定的に受け入れる心の状態のこと。
	自己有用感	自分が他者や集団の役に立っている、必要とされていると実感できる感覚のこと。
な行	ネットワーク支援体制	支援を必要とする人を地域社会で早期に発見し、保健・医療・福祉・司法などの関係機関が連携して支えるしくみのこと。
は行	プレコンセプションケア	性別を問わず若い世代が性や健康に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランや妊娠・出産を見据えて日々の健康管理を行う取り組みのこと。
や行	ヤングケアラー	家事や家族の世話、介護などを日常的に行っているこどものこと。
	ユースカウンシル	若者が主体となって地域の課題について話し合い、行政などに政策提言やまちづくりへの参画を行う組織のこと。
わ行	若者ケアラー	家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている 18 歳から概ね 30 歳代の若者のこと。

2　計画の策定経過

期日	項目	内容
令和７年 ８月 25 日	令和７年度第１回 朝来市こどもまんなか 推進本部会議	・朝来市こどもまんなか推進本部について（共有） ・こども計画と策定スケジュールについて（審議） ・課題把握等のための意見聴取・関係機関インタビュー等について（審議）
令和７年 ９月３日	令和７年度第１回 朝来市こどもまんなか 推進本部職員プロジェクトチーム会議	・朝来市こどもまんなか推進本部について（共有） ・こども計画と策定スケジュールについて（共有） ・課題把握等のための意見聴取・関係機関インタビュー等について（グループ対話）
令和８年 ９月 11 日	こどもあさご未来会議	・小学生対象（梁瀬小学校開催） ・地域にあったら良いと思うこと、困っていることについて（グループ対話）
令和７年 11 月７日	令和７年度第１回 朝来市子ども・子育て会議	・朝来市こども計画と策定スケジュールについて（審議） ・こども計画策定に向けた現状・課題把握等について（グループ対話）
令和７年 11 月 25 日	こどもあさご未来会議	・中学生対象（生野中学校開催） ・地域にあったら良いと思うこと、困っていることについて（グループ対話）
令和７年 12 月 14 日	子ども・子育て座談会	・子育て当事者対象 ・子育てが楽しくなるためにあったら良いことについて（グループ対話）
	意見ボードの設置	・あさごっこフェスタ来場者（子育て当事者） ・子育てが楽しくなるためにあったら良いことについて（意見ボードへの書き込み）
	こども投票	・あさごっこフェスタ来場者（幼児～小学校低学年児童） ・やってみたいこと（遊び・体験等）について（シール投票）

令和７年 12月16日 ～ 令和８年 １月23日	こども・若者意識調査	・小学生（４年生以上）・中学生・高校生・16～39歳若者対象 ・こどもの意見の反映状況や方法、居場所や体験活動、結婚観、仕事と子育ての両立等についてのアンケートの実施
令和８年 １月15日	こどもあさご未来会議	・高校生対象（和田山高校開催） ・なりたい大人になるために高校生時にやりたいこと、まちにあったら良いと思うこと等について（グループ対話）
令和８年 １月17日	若者会議	・20代若者対象 ・若者の居場所について（グループ対話） ・参加しやすい地域活動について（グループ対話
令和８年 ３月17日	子ども・子育て座談会	・障害のあるこどもの保護者対象 ・地域とのつながりや、将来の社会参加について（グループ対話）
令和８年 ３月19日	令和７年度第２回 朝来市こどもまんなか推進本部職員プロジェクトチーム会議	・こどもを取り巻く現状と課題の整理について（共有） ・こども計画の理念・骨子作成に向けて（グループ対話）
令和８年 ５月18日	令和８年度第１回 朝来市子ども・子育て会議	・朝来市こども計画策定スケジュールについて（共有） ・「こどもまんなか社会」の実現に向けた朝来市の現状と課題について（共有） ・こども計画の理念・骨子について（グループ対話）
令和８年 ６月３日	令和８年度第１回 朝来市こどもまんなか推進本部会議	・こども計画策定スケジュールについて（共有） ・「こどもまんなか社会」の実現に向けた朝来市の現状と課題について（共有） ・こども計画の理念・骨子の考え方について（審議）
令和８年 ６月17日	こどもあさご未来会議	・高校生対象（和田山高校開催） ・こどもの権利や体験活動について（グループ対話）

令和８年 ６月 23 日	令和８年度第１回 朝来市こどもまんなか 推進本部職員プロジェクトチーム会議	・こども計画の理念・骨子の考え方について（共有） ・こども計画の理念・骨子について（グループ対話）
令和８年 ６月 27 日	あさご未来会議	・市民対象（自由参加） ・若者・女性に選ばれ、みんなが活躍できる地域づくりに向けて（グループ対話）
令和８年 ６月 28 日	こどもあさご未来会議	・小学生・中学生対象（自由参加） ・こどもの権利や体験活動について（小学生低学年は絵を描いて表現、小学生高学年・中学生はグループ対話）
令和８年 ６月 29 日	こどもあさご未来会議	・中学生対象（梁瀬中学校開催） ・こどもの権利や体験活動について（グループ対話）
令和８年 ７月１日	こどもあさご未来会議	・中学生対象（和田山中学校開催） ・こどもの権利や体験活動について（グループ対話）
令和８年 ７月 13 日	令和８年度第２回 朝来市子ども・子育て会議	・こども計画の理念・骨子について（グループ対話）
令和８年 ７月 14 日	こどもあさご未来会議	・高校生対象（生野高校開催） ・こどもの権利や体験活動について（グループ対話）
令和８年 ７月 15 日	こどもあさご未来会議	・中学生対象（朝来中学校開催） ・こどもの権利や体験活動について（グループ対話）
令和８年 ７月 17 日	こどもあさご未来会議	・中学生対象（生野中学校開催） ・こどもの権利や体験活動について（グループ対話）
令和８年 ８月２日	あさご未来会議	・市民対象（自由参加） ・性別・世代を越えてみんなでかかわるコミュニティについて（グループ対話）
令和８年 ８月３日	令和８年度第２回 朝来市こどもまんなか 推進本部会議	・こどもあさご未来会議の開催結果について（共有） ・こども計画の理念・骨子について（審議）

令和８年 ８月 18 日	あさご未来会議	・市民・事業者対象（自由参加） ・若者・女性に選ばれる職場について（グループ対話）
令和８年 ９月３日	令和８年度第２回 朝来市こどもまんなか推進本部職員プロジェクトチーム会議	・こども計画の理念・骨子について（共有） ・こども計画施策（こどもの幸せの実現に向けた取組）について（グループ対話）
令和８年 ９月 17 日	令和８年度第３回 朝来市子ども・子育て会議	・こども計画の理念・骨子について（共有） ・こども計画施策（こどもの幸せの実現に向けた取組）について（グループ対話）
令和８年 10 月 14 日	令和８年度第３回 朝来市こどもまんなか推進本部会議	・こども計画の理念・骨子について（共有） ・こども計画施策（こどもの幸せの実現に向けた取組）について（審議）
令和８年 11 月４日	令和８年度第４回 朝来市子ども・子育て会議	・こども計画（案）の確認について（グループ対話） ・パブリックコメントの実施について（共有）
令和８年 11 月 19 日	令和８年度第４回 朝来市こどもまんなか推進本部会議	・こども計画（案）の確認について（審議）
令和８年 12 月７日 ～ 令和９年 １月 11 日	パグリックコメント	・こども計画（案）のパグリックコメント
令和８年 12 月 13 日	パブリックコメントブース （あさごっこフェスタ）	・こども計画（案）等のパネル展示などによる周知 ・意見ボードの設置 ・意見募集
令和８年 12 月 19 日	パブリックコメントミーティング	・こども計画（案）の説明 ・グループ対話 ・意見募集
令和８年 12 月 20 日	パブリックコメントブース （イオン和田山店）	・こども計画（案）等のパネル展示などによる周知 ・意見ボードの設置 ・意見募集

令和９年 ２月３日	令和８年度第５回 朝来市子ども・子育て 会議	・パブリックコメント結果について（共有） ・こども計画（案）の答申について（審議） ・こども計画（案）の答申
令和９年 ２月 10 日	令和８年度第５回 朝来市こどもまんなか 推進本部会議	・パブリックコメント結果について（共有） ・こども計画（案）の答申について（共有） ・こども計画の策定について（審議）

※令和８年 12 月以降は予定を記載しています。

3　朝来市子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略）

	氏　名	所属等	備考
1	伊　藤　明　子	朝来市民生委員・児童委員連合会 主任児童委員	
2	岡　田　絵　美	NPO 法人ぷろじぇくと Plus 一般社団法人 INCREW	
3	笠　垣　和　幸	朝来市健康福祉部長	～令和８年３月末
	大　石　哲　也	朝来市健康福祉部長	令和８年４月１日～
4	上　村　梨　湖	朝来市地域おこし協力隊	
5	川　見　晶　子	朝来市子育て学習センター 子育てインストラクター	
6	小　西　浩　司	和田山中学校校長	
7	小　林　あゆみ	公立こども園保護者会 （糸井こども園保護者会）	
8	◎ 小　林　俊　光	めばえのにわ保育園長	
9	砂　田　沙　紀	特定非営利活動法人海運堂 理事長	
10	田　村　　太	たじま里親支援センター まんまる　センター長	
11	中　島　英　樹	和田山高等学校 地域コーディネーター	
12	○ 西　垣　佳　生	朝来市社会福祉協議会 事務局長	
13	能　見　洋　成	公募委員	
14	米　田　剛　久	朝来市連合 PTA 協議会 （中川小学校 PTA 会長）	～令和８年３月末
	尾　花　優　一	朝来市連合 PTA 協議会 （枚田小学校 PTA 会長）	令和８年４月１日～

◎：会長、○副会長

４　朝来市子ども・子育て会議条例

○朝来市子ども・子育て会議条例

平成25年９月30日
条例第39号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第１項及びこども基本法（令和４年法律第77号）第13条第３項の規定に基づき、朝来市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法第72条第１項各号に掲げる事務を処理すること。

(2) こども計画（こども基本法第10条第２項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定又は変更に関すること。

(3) こども施策（こども基本法第２条第２項に規定するこども施策をいう。）に係る重要な事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

(4) 前３号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 地域において子ども・子育て支援を行う者

(3) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者

(4) 学識経験者

(5) 保健、福祉又は医療関係者

(6) 行政機関又は公共的団体を代表する者

(7) 公募による市民

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面による審議）
第７条　前条第１項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難と認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。
２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。
３　第１項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。
（庶務）
第８条　子育て会議の庶務は、こどもみらい部子育て支援課において処理する。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（最初の会議の招集）
３　この条例の施行後最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（令和２年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年条例第１号）抄

（施行期日）
１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年条例第13号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。